

一般廃棄物処理基本計画

(平成 29 年度～平成 38 年度)

(案)



平成 29 年 3 月策定

喜 多 方 市

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
第2章	喜多方市の概況	4
1	位置・面積・気候	4
2	人口動態	5
3	産業の動向	6
第3章	一般廃棄物処理の現況と課題	8
1	一般廃棄物処理行政の変遷	8
2	一般廃棄物処理施設	9
3	ごみ処理フロー	11
4	し尿処理フロー	13
5	一般廃棄物排出量の推移	14
6	一般廃棄物処理の経費	19
7	前計画の評価	21
8	一般廃棄物処理の課題	24
第4章	ごみ処理計画	26
1	ごみの発生量の見込み	26
2	ごみの発生抑制のための方策	27
3	ごみ処理の対象との分別の区分	30
4	ごみの適正処理に関する基本的事項	31
5	ごみ処理施設の整備に関する事項	33
6	その他ごみの処理に関する事項	33
第5章	し尿処理計画	34
1	し尿処理量の見込み	34
2	し尿処理に関する基本方針	34
3	し尿処理計画	35
4	計画達成のための方策	37
第6章	計画の進行管理	38
1	進行管理の方法	38
2	情報の公開	38

第 1 章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

清潔で快適な環境の中で文化的な生活をすることは、全ての市民の願いです。その中の一つに位置付けられる清掃事業は、市民にとって欠かすことのできない重要な行政課題であり、家庭生活や事業活動に伴って発生する一般廃棄物は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りながら、適正に収集、運搬、処理、処分する必要があります。

この一般廃棄物の処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条」において、市町村が処理計画を定め適正な処理を行うことと規定されており、本市では、平成 19 年 3 月に策定した一般廃棄物処理計画（計画期間：平成 19 年度～平成 28 年度）において、ごみとし尿の処理等に関する基本方針を定め、適正なごみ処理や資源物のリサイクル、ごみの減量化に努めてきました。

現在、私たちの生活は豊かで便利になり、大量生産、大量消費が進むとともに、廃棄物の排出量も増加してきました。この大量廃棄型の生活スタイルを脱却し、環境への負荷の少ない資源循環型社会を推進するために、これまで国は、「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」の制定をはじめ、廃棄物処理法や資源の有効利用促進に関する各種法令の整備を行い、3R の推進による循環型社会の構築を目指してきました。また、平成 25 年 4 月には「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（以下「小型家電リサイクル法」という。）が施行されるなど、対象を明確化した再資源化の動きが見られます。

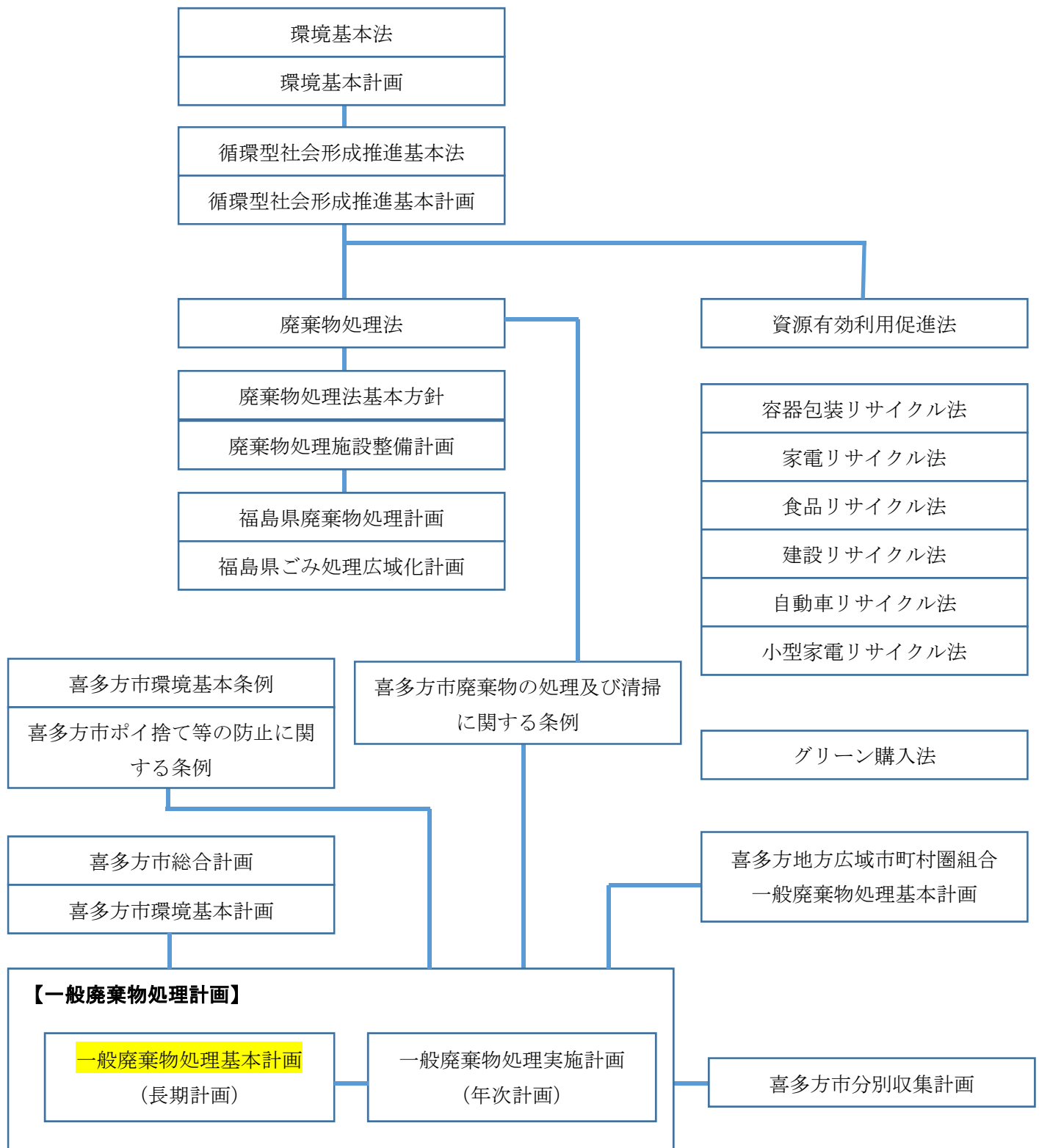
福島県においては、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と原発事故の被害を受け、平成 24 年度に福島県総合計画（ふくしま新生プラン）と第 4 次福島県環境基本計画を策定し、地球温暖化対策にも配慮して循環型社会を形成していくという考え方のもと、平成 27 年 3 月に福島県廃棄物処理計画を策定し、循環型社会の形成を基本方針に掲げ、ごみ排出量の減量とリサイクル率の向上を目標として、県の具体的な施策、県民や事業者、市町村の役割を示しています。

本市においては、喜多方市総合計画に基づき平成 26 年に環境基本条例を施行し、喜多方市総合計画を環境の面から推進するものとして平成 28 年 3 月に喜多方市環境基本計画を策定しました。この中で「人と自然が共生できる地球にやさしいまち喜多方」の実現に向け、廃棄物対策や資源の循環的利用などに関する市・事業者・市民の協働による取り組みを示したところです。

こうした国・県・市の動向のなか、前計画の最終目標年度（平成 28 年度）へ到達するにあたり、新しい喜多方市総合計画「きたかた活力推進プラン」と連携しながら、一般廃棄物を取り巻く現状、課題、目標の達成状況等を踏まえ、前計画の評価と見直しを行い、「喜多方市一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 他の計画等との関係

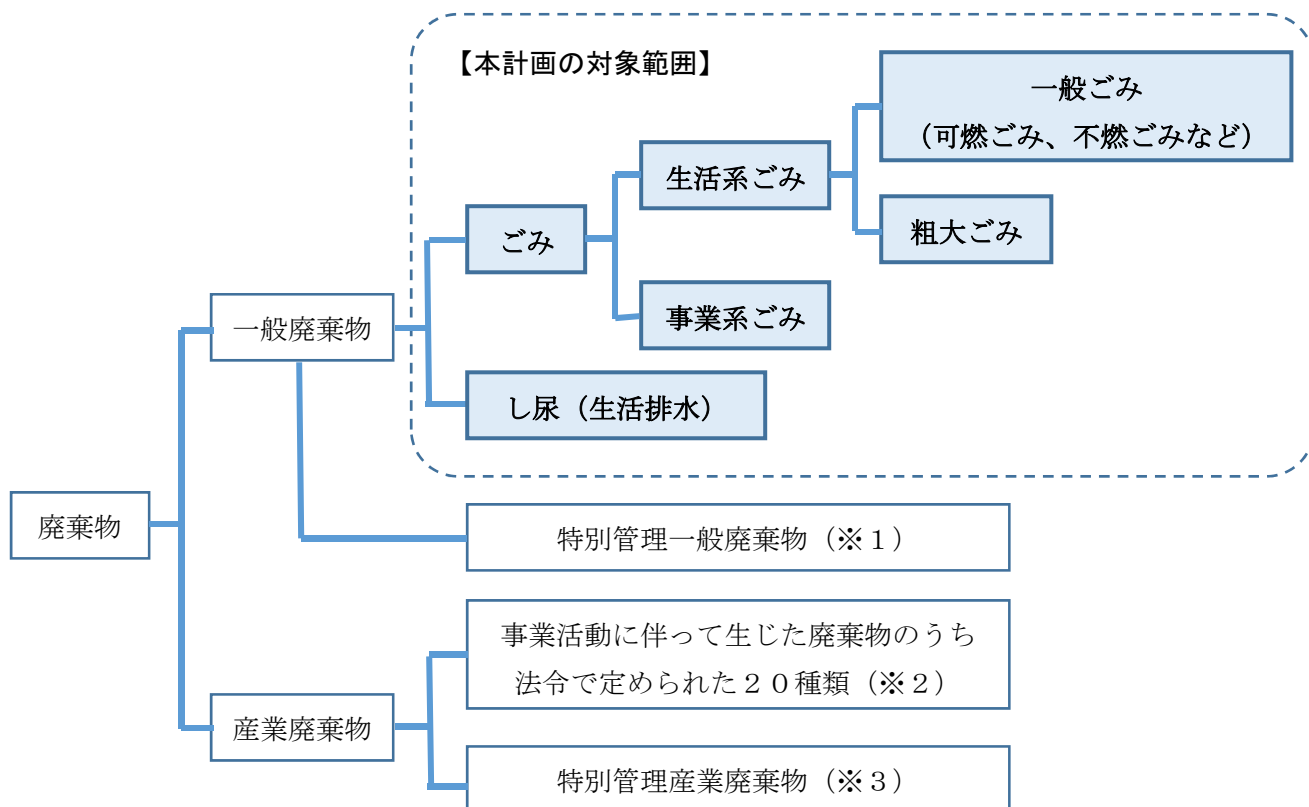


(2) 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域（し尿は他町の一部地区を含む）とします。

(3) 計画対象範囲

本計画の対象範囲は、一般廃棄物のうち、「ごみ」と「し尿（生活排水）」とします。



※1 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある廃棄物（PCB 使用部品、ばいじん、ダイオキシン類含有物、感染性一般廃棄物）

※2 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉋さい、がれき類、ばいじん、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体の 19 種類と、産業廃棄物を処分するために処理したもので上記の産業廃棄物に該当しないもの（汚泥のコンクリート固化物等）

※3 爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物（廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性産業廃棄物等）

(4) 計画期間

本計画の期間は、平成 29 年度（2017 年度）から平成 38 年度（2026 年度）までの 10 年間とし、中間目標年度を平成 33 年度（2021 年度）とします。

なお、本計画は、概ね 5 年で見直しを行うものとし、社会・経済情勢等の変化やごみ排出量の変化があった場合など、必要に応じ見直しを行うものとします。

第2章 喜多方市の概況

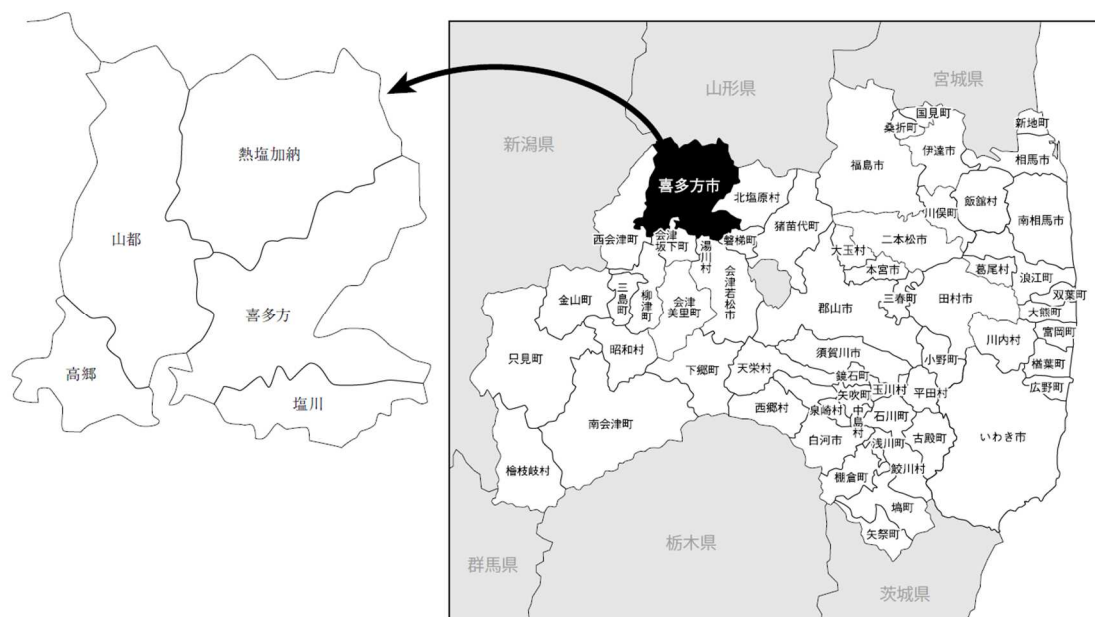
1 位置・面積・気候

本市は、福島県の北西部、会津盆地の北に位置し、北西に飯豊連峰の雄大な山並みが連なり、東には名峰磐梯山の頂を望む雄国山麓が裾野を広げる豊かな自然に恵まれた風光明媚なまちです。

本市の一带は、会津の北方に位置していたことから、古来、北方（きたかた）と称され、江戸時代には、会津藩の領地となっていました。明治以降、小さな集落を合わせて町や村が形成され、昭和20年代後半から30年代にかけて、町村合併促進法により複数の市町村が形成されました。これらのうち、喜多方市、熱塩加納村、塩川町、山都町及び高郷村の5つの市町村が、平成18年1月4日に合併し、現在の喜多方市が誕生しました。

本市は、北は山形県米沢市、同県西置賜郡飯豊町、東は耶麻郡北塩原村、西は耶麻郡西会津町、新潟県東蒲原郡阿賀町、南は会津若松市、河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、耶麻郡磐梯町と接し、総面積 554.63 k m² の広大な市域を有しています。市域の約7割を森林が占めており、市の東部、西部、北部地域を中心に、山林が広がっています。一方、市の中心部から南部にかけては、平坦な地形で、市街地を囲むように、田園地帯が広がっています。市の南端には、一級河川である阿賀川が流れており、猪苗代湖を源とする一級河川の日橋川や山林地帯からの支流が集まり、只見川と合流し、山間地帯を蛇行しながら、新潟県に向かって流れています。

気候は、日本海側気候に属し、また盆地特有の内陸性気候の特徴を有しており、年平均気温は11℃前後で、年間降水量は1,500mm程度となっています。また、寒暖の差が大きく、夏は気温が高く厳しい暑さが続く日もあり、一方、冬は寒冷で平均1～2m、多いところでは3mに及ぶ大量の積雪に見舞われるところもある特別豪雪地帯を含む豪雪地帯となっています。



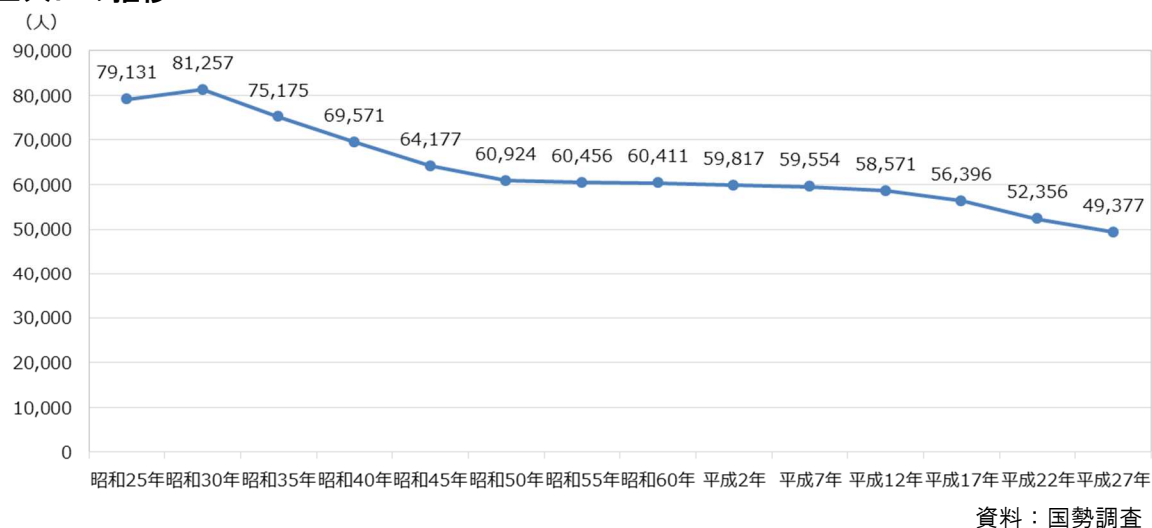
2 人口動態

本市の人口は、昭和 30 年の 81,257 人（旧 5 市町村合計）をピークに、その後は減少に転じ、平成 27 年には 49,377 人となっています。

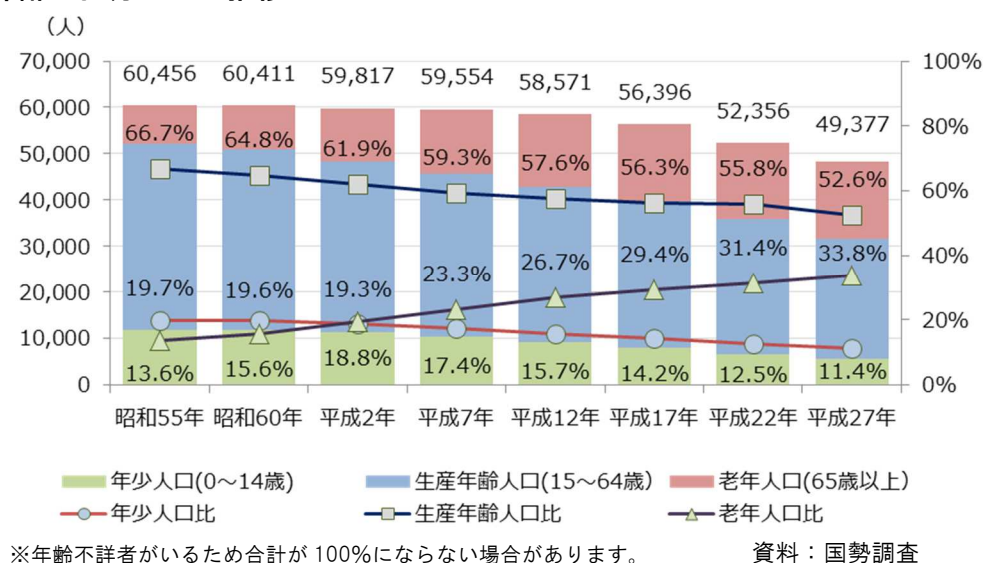
年齢 3 区分別の人口推移をみると、昭和 55 年から生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）は減少している一方、老年人口（65 歳以上）は増加しており、平成 2 年には老年人口と年少人口の割合が逆転しています。その後も差は広がり続けており、少子高齢化が進行している状況です。

平成 27 年の人口に占める老年人口の割合は 33.8%で、人口の 3 人に 1 人は 65 歳以上となっています。

■人口の推移



■年齢 3 区分の人口推移



3 産業の動向

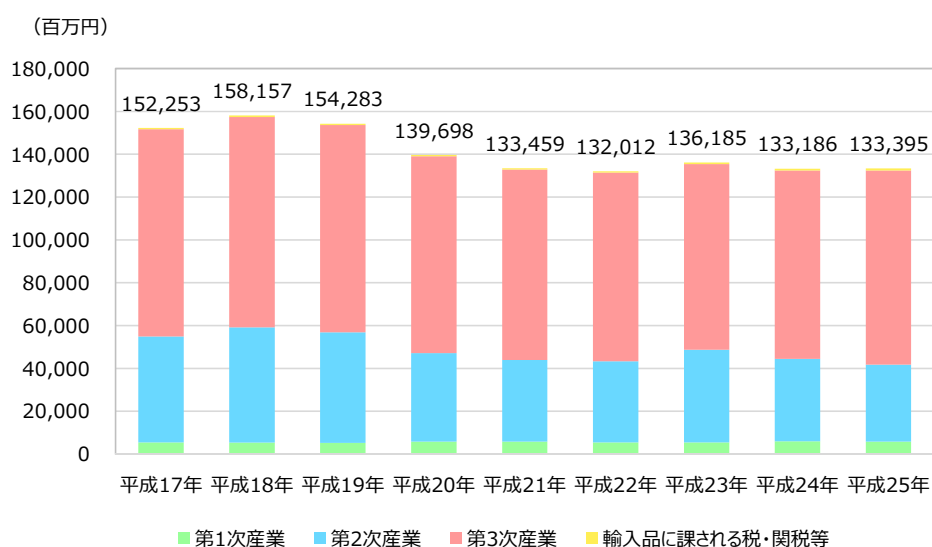
本市の産業は、昭和 40 年頃までは、肥沃な土壌を背景に稲作をはじめとする農業が就業人口の半数以上を占めていましたが、農産物価格の低迷などにより担い手の減少が進み、非鉄金属、繊維、電子部品などの製造業（ものづくり産業）の就業人口が増加してきました。特に、アルミニウム製品関連の製造業については、昭和初期から現在に至るまで本市の産業を支える大きな柱となっています。

しかし、バブル経済崩壊後の長期間にわたる景気低迷などにより製造業（ものづくり産業）も往時の勢いを失い、さらにリーマン・ショックを契機とする世界同時不況により製造品出荷額等には落ち込みが見られます。その後は東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響を受けながらも、落ち込みを最小限にとどめ、近年では回復の兆しが見られます。

また、商業においては、情報通信技術（ICT）の発達による販売・購入方法の多様化、大型店やコンビニエンスストア、フランチャイズ店の立地・拡大、経営者の高齢化や後継者不足などにより、個人商店や小規模店の数や売上額は減少しています。

一方、本市は、飯豊連峰、雄国山麓、三ノ倉高原など雄大な自然環境に恵まれ、文化財や蔵などの歴史を感じさせる建造物も多く残されています。加えて、全国的に知名度の高いラーメンやそば、日本酒、四季を彩る花資源、多彩な農林産物や地場産品、温泉施設、地域性を活かしたイベントなど豊富な観光資源に恵まれ、グリーン・ツーリズムによる都市と農村の交流人口も含め年間 180 万人の観光客が訪れています。また、本市には、平成の名水百選に選定された栲峰溪流水をはじめとして良質で豊富な水や米等を原料とした醸造業や漆器などの伝統産業が受け継がれています。

本市の市内総生産は、平成 20 年に 1,500 億円を割り込んで以降は、1,300 億円台で推移しています。



	市内総生産	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	輸入品に課せ られる税・関 税等
平成 17 年	152,253	5,475	49,455	96,714	608
平成 18 年	158,157	5,384	53,751	98,248	774
平成 19 年	154,283	5,248	51,649	96,764	622
平成 20 年	139,698	5,833	41,258	91,957	649
平成 21 年	133,459	5,802	38,129	88,973	555
平成 22 年	132,012	5,418	37,939	88,055	599
平成 23 年	136,185	5,498	43,207	86,661	818
平成 24 年	133,186	5,991	38,453	87,898	844
平成 25 年	133,395	5,827	35,999	90,563	1,005

単位：百万円

資料：福島県統計課「福島県市町村民経済計算年報（平成 25（2013）年度版）」

第3章 一般廃棄物処理の現況と課題

1 一般廃棄物処理行政の変遷

昭和25年3月	喜多方町で塵芥収集事業を実施
昭和29年3月	喜多方町外7ヶ村が合併し、旧「喜多方市」発足
昭和29年11月	民間で衛生組合を発足し、し尿汲み取り事業開始
昭和37年12月	喜多方市外3町2ヶ村が衛生処理組合を結成
昭和37年12月	旧喜多方市で、ごみ箱を廃止し、容器収集を実施
昭和40年1月	旧喜多方市で、ごみ収集にパッカー車導入
昭和40年8月	喜多方市外3町2ヶ村衛生処理場を塩川町大沢地区に決定
昭和41年6月	喜多方市外3町2ヶ村衛生処理場建設工事着工
昭和42年4月	喜多方市外3町2ヶ村衛生処理組合清掃センター操業開始
昭和45年10月	旧喜多方市で、し尿汲み取り事業の市直営化
昭和46年4月	旧喜多方市で、不燃物処理の収集運搬を委託化
昭和46年4月	旧喜多方市で、し尿汲み取り手数料冬期料金制廃止
昭和47年4月	旧喜多方市で、市営不燃物捨場を小田高原地内に開設
昭和48年4月	喜多方市外3町2ヶ村衛生処理組合が解散 衛生処理が喜多方地方広域市町村圏組合に移行
昭和50年3月	環境センター山都工場ごみ処理施設完成
昭和51年4月	旧喜多方市で、し尿汲み取りが申込制から計画収集へ
昭和52年11月	環境センター塩川工場し尿処理施設増設工事完成
平成3年7月	空き缶収集事業を開始
平成4年7月	ガラスびん収集事業を開始
平成6年3月	環境センター山都工場粗大ごみ処理施設完成
平成6年4月	不燃ごみ袋の広域市町村圏組合の指定袋化
平成6年7月	粗大ごみ収集事業を開始
平成8年3月	環境センター塩川工場浄化槽汚泥処理施設・乾燥焼却施設完成
平成8年7月	分別収集計画策定（第1期）
平成9年4月	ペットボトル、紙パック収集事業を開始
平成11年6月	喜多方市営不燃物捨場埋立地への安定4品目以外の埋立禁止
平成12年5月	ダンボール収集事業を開始
平成13年4月	可燃ごみ袋の市の指定袋化
平成13年4月	食品トレイ、発泡スチロール、新聞、雑誌類、布類収集事業を開始
平成14年3月	環境センター山都工場焼却炉改修工事（ダイオキシン対策）完了
平成14年3月	布類収集事業の廃止

平成 15 年 3 月	環境センター羽山最終処分場完成、市営不燃物捨場埋立地閉鎖
平成 15 年 5 月	旧喜多方市で、山間地可燃ごみ特別収集運搬業務委託開始
平成 15 年 7 月	旧喜多方市ポイ捨て等の防止に関する条例の制定
平成 18 年 1 月	市町村合併により新「喜多方市」誕生
平成 18 年 7 月	喜多方市生活排水処理基本計画（H18 年度～H32 年度）策定
平成 19 年 3 月	喜多方市一般廃棄物処理計画（H19 年度～H28 年度）策定
平成 19 年 4 月	し尿汲み取り事業の直営廃止、民間許可業者による汲み取りへ移行
平成 20 年 10 月	プラスチック製容器包装の分別開始
平成 25 年 12 月	指定ごみ袋の使用の緩和
平成 26 年 4 月	環境基本条例施行
平成 27 年 4 月	生きびん収集事業廃止（購入店での再資源化ルートへ移行）
平成 28 年 3 月	環境基本計画策定
平成 29 年 3 月	喜多方市一般廃棄物処理計画（H29 年度～H38 年度）策定

2 一般廃棄物処理施設

本市では、単独での一般廃棄物処理施設を設置しておらず、中間処理（ごみの焼却・選別・破碎・資源化、し尿処理・汚泥の乾燥焼却等）や最終処分（埋め立て処分）については、喜多方地方広域市町村圏組合（以下、「広域組合」という。）が運営する一般廃棄物処理施設で実施しています。

（1）中間処理施設（ごみ処理）

名 称 環境センター山都工場（以下、「山都工場」という。）

所在地 喜多方市山都町小舟寺字二ノ坂山乙 2619 番地 1

●可燃物焼却施設

処理方式	准連続燃焼式焼却炉（階段ストーカ式）
施設規模	焼却能力 90 t / 16 h （45 t / 16 h × 2 炉）
着工	平成元年 10 月
竣工	平成 3 年 3 月
備考	ダイオキシン類規制適合の排ガス高度処理・灰固形化施設工事（平成 14 年 3 月完了）

●不燃物処理施設

処理方式	乾式回転破碎機（縦方スイングハンマ式）
施設規模	破碎能力 40 t / 5 h （1 基）
着工	平成 4 年 7 月
竣工	平成 6 年 3 月

(2) 中間処理施設（し尿処理）

名 称 環境センター塩川工場（以下「塩川工場」という）

所在地 喜多方市塩川町会知字大川原 2160 番地

●し尿処理施設

処理方式	一次処理：嫌気性消化方式 → 二次処理：活性汚泥方式 → 三次処理：凝集沈澱方式
施設規模	処理能力 52kℓ/日
着工	昭和 41 年 6 月（増設時 昭和 51 年 9 月）
竣工	昭和 42 年 3 月（増設時 昭和 52 年 11 月）

●浄化槽汚泥処理施設

処理方式	固液分離方式
施設規模	処理能力 50kℓ/日
着工	平成 7 年 4 月
竣工	平成 8 年 3 月

●乾燥焼却施設

処理方式	回転アーム式焼却炉
施設規模	乾燥汚泥：400kg/h（含水率 30%）、し渣：488kg/h（含水率 60%） 汚泥乾燥機：脱水汚泥量 1,468kg/kℓ（含水率 79%） 集塵装置：マルチサイクロン
着工	平成 7 年 4 月
竣工	平成 8 年 3 月

(3) 最終処分場

名 称 環境センター羽山最終処分場（以下、「羽山処分場」という。）

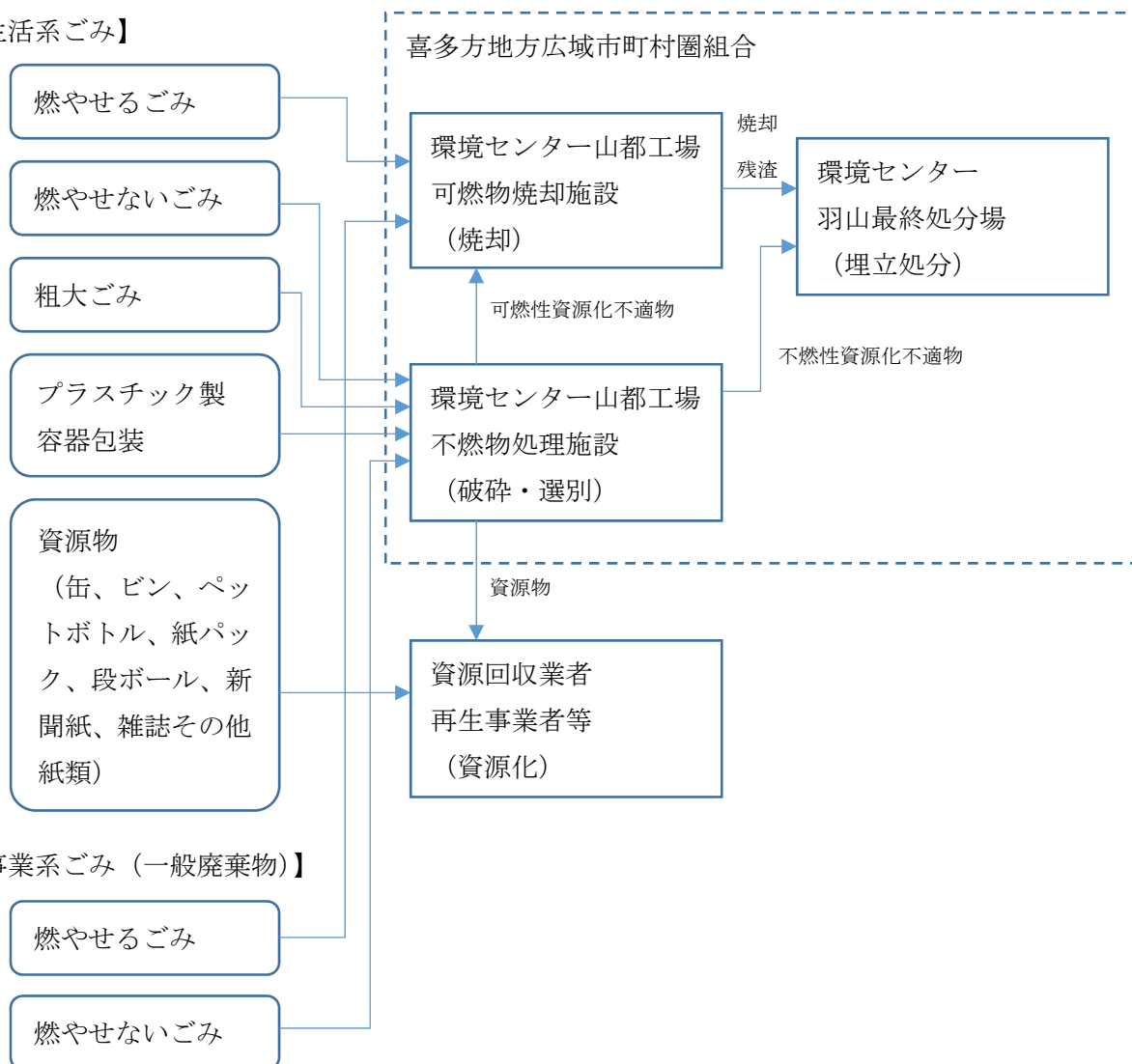
所在地 喜多方市慶徳町新宮字羽山 2952 番地 68

埋立面積	20,000 m ²
埋立容積	88,300 m ³
埋立方法	セル方式
埋立期間	15 年間（平成 15 年 4 月～平成 30 年 3 月：期間延長予定）
着工	平成 13 年 5 月
竣工	平成 15 年 3 月
備考	水処理施設（カルシウム除去、生物脱窒素処理、凝集沈澱処理、高度処理、滅菌）、処理能力 70 m ³ /日

3 ごみ処理フロー

(1) ごみ処理フロー

【生活系ごみ】



(2) 生活系ごみの排出と収集運搬

- ① 日常生活から生じたごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、その他資源物の5種類に分別しています。

このうち、その他資源物は、空き缶、空きびん（無色・透明系、茶系、青・緑系、黒系）、ペットボトル、紙パック、古紙（段ボール、新聞紙、雑誌その他紙類）に分別しています。（生きびんは、購入店などに直接持ち込み再使用ルートに回しています。）

- ② 燃やせるごみ、燃やせないごみ及びプラスチック製容器包装は、市の指定ごみ袋で排出します。なお、燃やせるごみとプラスチック製容器包装については、市が別に定める要件を満たした袋であれば、指定ごみ袋以外でも使用できます。また、資源物は、各地

区が集積所に専用の収集容器を設置し、その中に排出します。

- ③ 収集運搬は、原則として業者委託で実施しています。
- ④ 粗大ごみは、自己搬入を基本としていますが、自己搬入できない者から申し込みがあった場合は、有料による収集も行っています。
- ⑤ 分別の方法及び収集日程は、家庭ごみ収集カレンダー等で詳しく周知し、収集回数は、燃やせるごみが週 2 回、燃やせないごみが月 2 回、プラスチック製容器包装が週 1 回、粗大ごみが年 3 回、その他資源物が月 1 回となっています。
- ⑥ 冬期積雪時でも、収集車が走行可能で集積所が除雪されている地区は、収集を実施しています。

(3) 中間処理

- ① 燃やせるごみは、山都工場で焼却しています。
- ② 燃やせないごみと粗大ごみは、山都工場の破碎処理施設で破碎し、金属等は資源化を図っています。資源化できない可燃性のものは、山都工場で焼却処理しています。
- ③ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく資源物（プラスチック製容器包装及びその他資源物）のうち、同法 2 条 6 項指定物（空き缶、段ボール、紙パック）及び特定分別基準適合物（空きびん、ペットボトル）は、国が指定する指定保管施設で資源化を図っています。
- ④ 古紙類については、市が指定する保管施設で資源化を図っています。

(4) 最終処分

山都工場で生じる焼却残渣及び破碎した燃やせないごみは、羽山処分場において埋め立て処分しています。

(5) 事業系ごみ（一般廃棄物）の処理

飲食店・商店・工場などの事業活動により生じたごみ（事業系一般廃棄物）は、事業者の責任において、山都工場へ自己搬入する（有料）か、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者へ依頼する（有料）か、いずれかの方法で処理しています。

(6) 其他のごみの処理

① 一時多量ごみ

引越し等で、ごみステーションに出し切れない量のごみが一度に発生する場合は、排出者の責任において、本人が直接山都工場へ搬入する（無料）か、一般廃棄物収集運搬業の許可業者へ依頼する（有料）か、いずれかの方法で処理しています。

② 特定家庭用機器一般廃棄物（家電 4 品目）

「家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）」に基づき、テレビ、エアコン、

冷蔵庫、洗濯機等の家電4品目は、小売店または排出者の責任でリサイクルしています。

③ メーカーの自主回収・リサイクルが行われている物

家庭用パソコン、オートバイ、家庭用消火器、充電式乾電池、ボタン式乾電池、インクカートリッジ等、「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づきメーカーが自主回収制度により、リサイクルしている製品は、小売店または排出者の責任でリサイクルしています。

④ 処理困難物

スプリングの入っているベッドやソファ、ドラム缶、タイヤ、バッテリー、ガスボンベ、農業用ビニールシート、コンクリートブロック、医療用器具などの山都工場での処理困難物は、小売店または排出者の責任で、それぞれ民間の処理業者に依頼して処理しています。

⑤ 小動物の死体

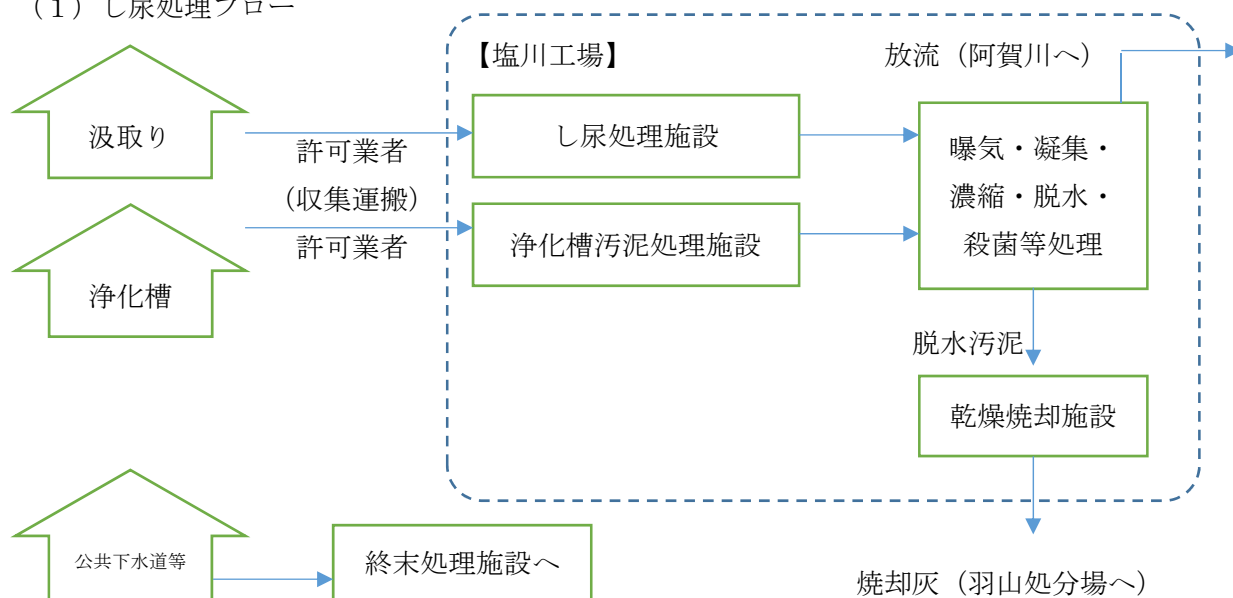
家庭でペットとして飼っている犬、ネコ等については、市で処分依頼を受付しています（有料）。道路上で死亡したネコ、タヌキ等は、道路管理者が回収し、山都工場で焼却処分しています。

⑥ 一斉清掃等による土砂・水路汚泥

地区の一斉清掃等により排出される土砂・水路汚泥は、一般廃棄物として羽山処分場へ埋め立て処理しています。

4 し尿処理フロー

(1) し尿処理フロー



(2) し尿収集

各家庭からのし尿や浄化槽汚泥は、本市の許可を持つ民間業者がし尿収集車（バキューム車）で収集運搬し、塩川工場のし尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設に搬入しています。

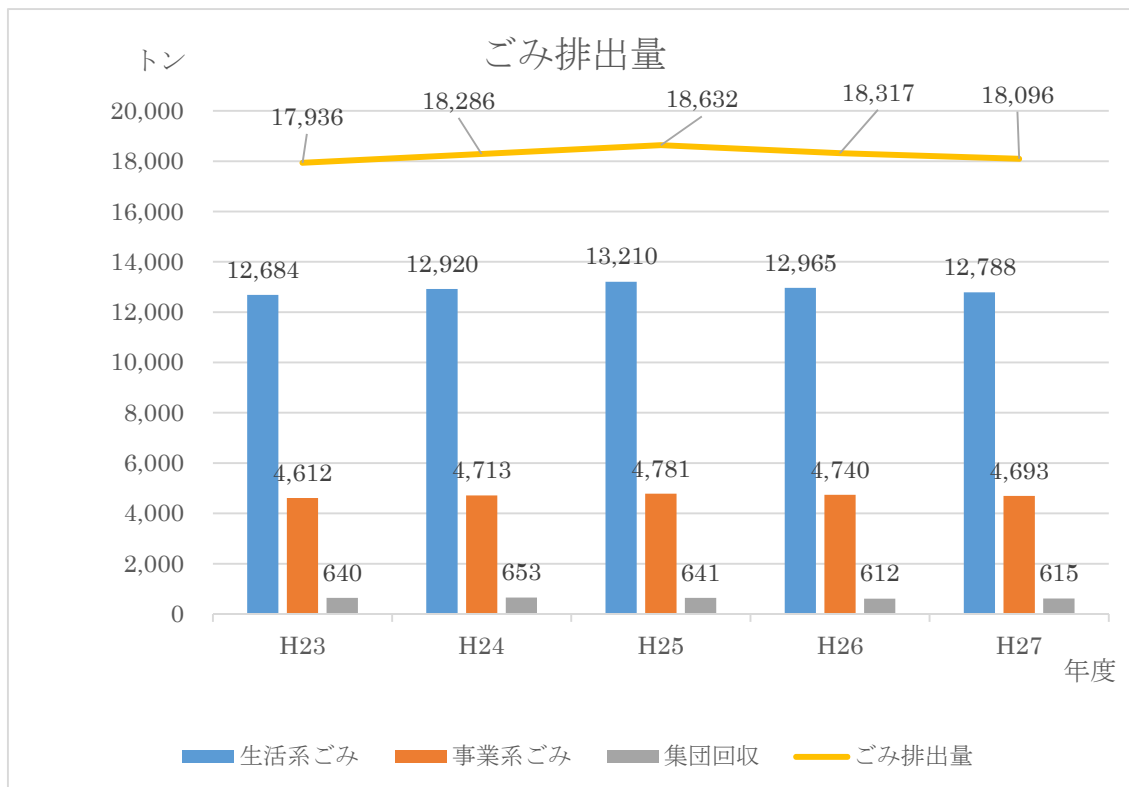
(3) 中間処理及び最終処分

塩川工場のし尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設にて適正に処理された排水については、阿賀川に放流しています。処理された最終汚泥は、乾燥焼却施設にて焼却し、焼却灰は羽山処分場に埋め立て処分しています。

5 一般廃棄物排出量の推移

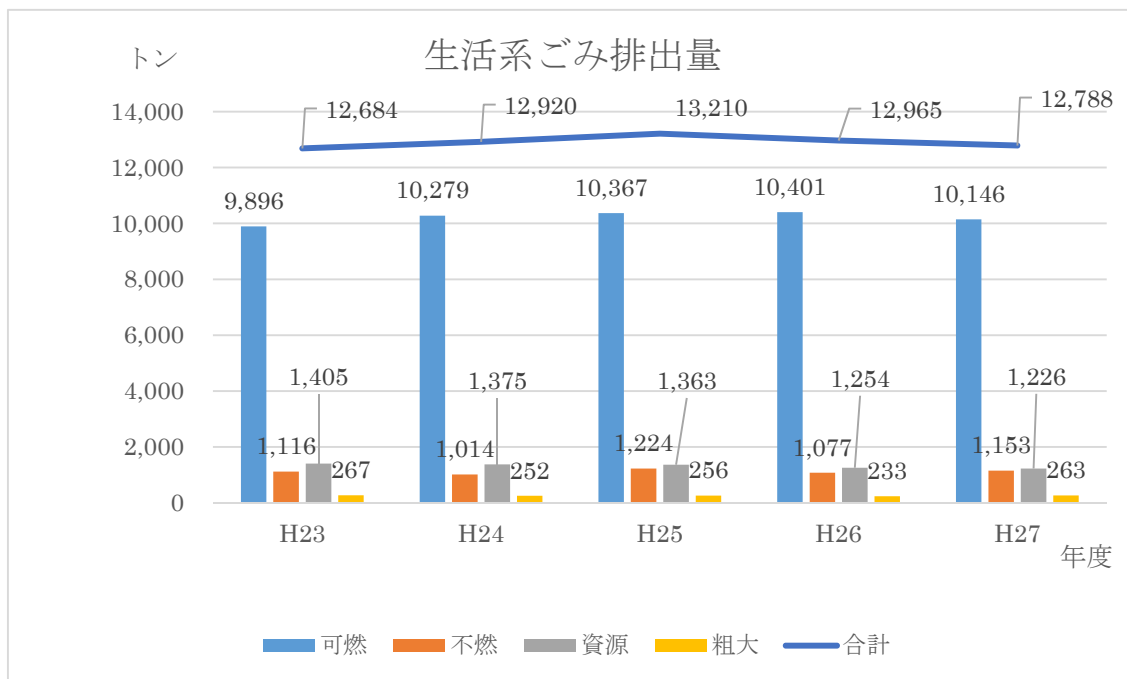
(1) ごみ排出量

本市のごみ排出量は、年間約 18,000 t 前後であり、平成 25 年度までは増加傾向にありましたが、平成 26 年度から減少傾向に転じました。その内訳は、生活系ごみが約 71%、事業系ごみが約 26%、資源集団回収が約 3%となっています。



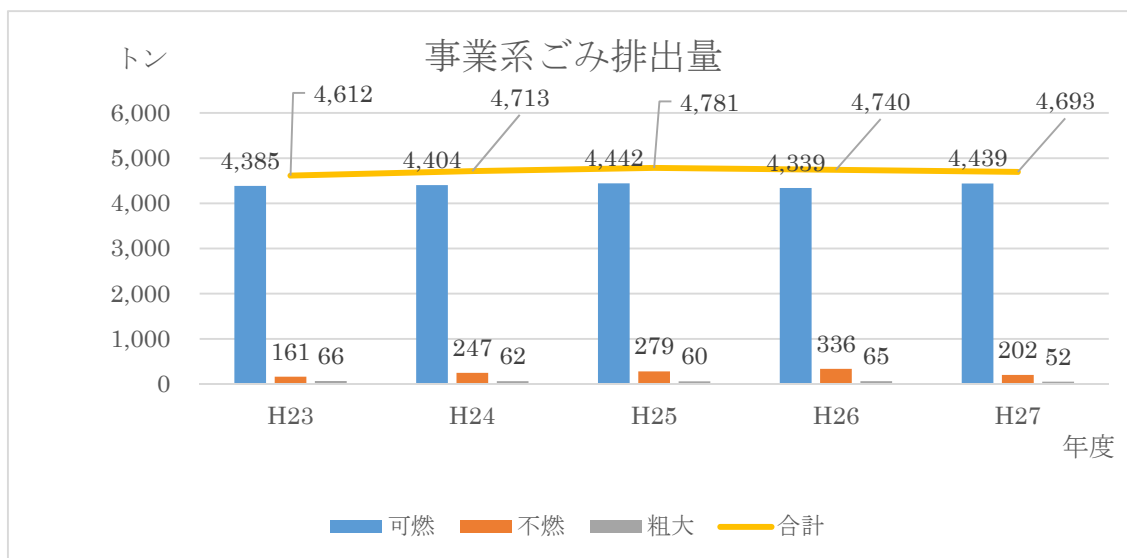
(2) 生活系ごみの排出量

本市の生活系ごみ排出量は、年間約 13,000 t 前後であり、平成 25 年度までは増加傾向にありましたが、平成 26 年度から減少傾向に転じました。その内訳は、可燃ごみが約 79%、不燃ごみが約 9%、資源ごみが約 10%、粗大ごみが約 2%となっています。



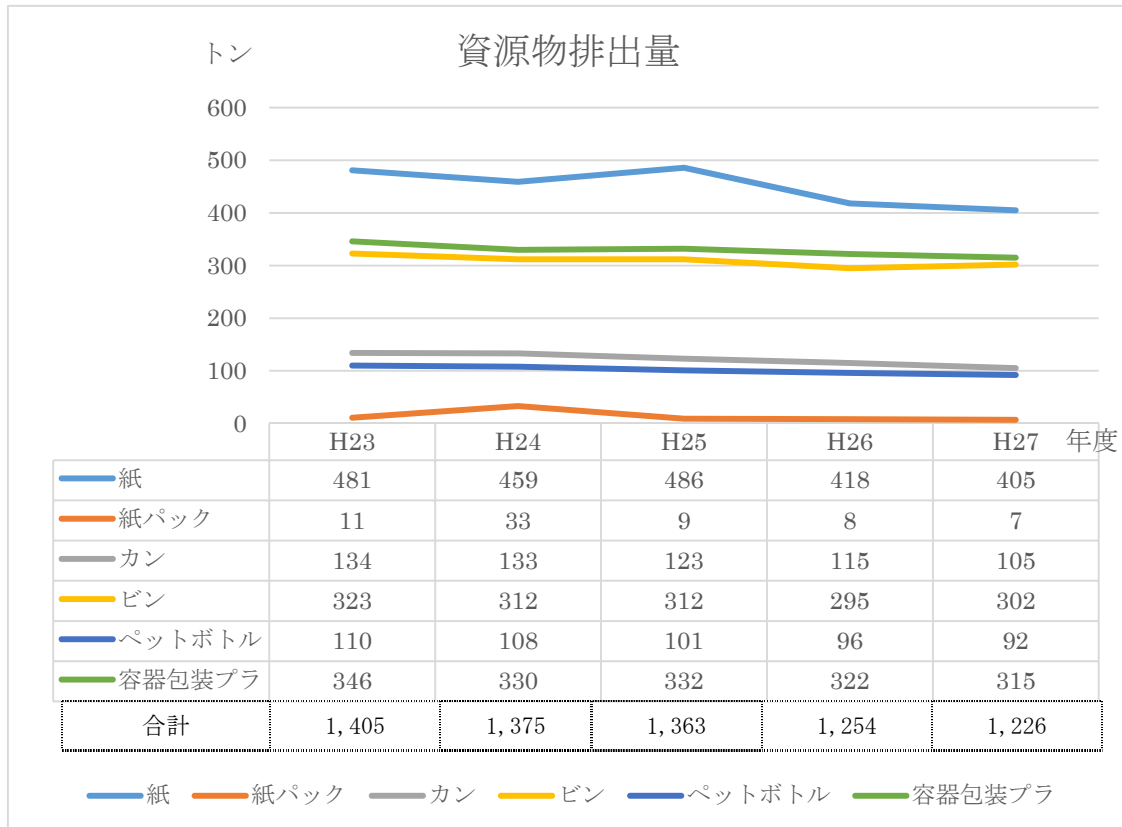
(3) 事業系ごみ（一般廃棄物）の排出量

本市の事業系ごみの排出量は、年間約 4,700 t 前後であり、平成 25 年度までは増加傾向にありましたが、平成 26 年度から減少傾向に転じました。その内訳は、可燃ごみが約 95%、不燃ごみが約 4%、粗大ごみが約 1%となっています。



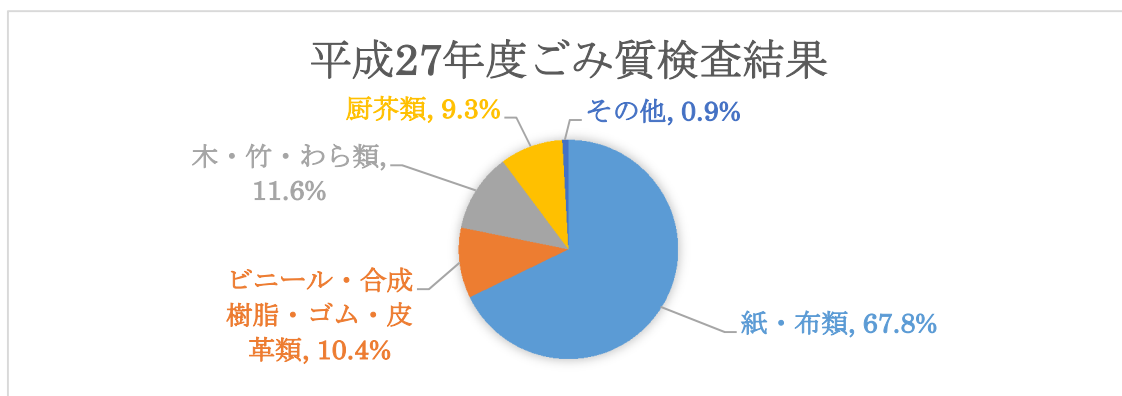
(4) 資源物排出量

本市の資源物排出量の総量は、年間約 1,200 t であり、平成 23 年度以降ずっと減少傾向となっております。個別品目を見ても全ての品目で減少傾向にあります。



(5) ごみ質検査結果

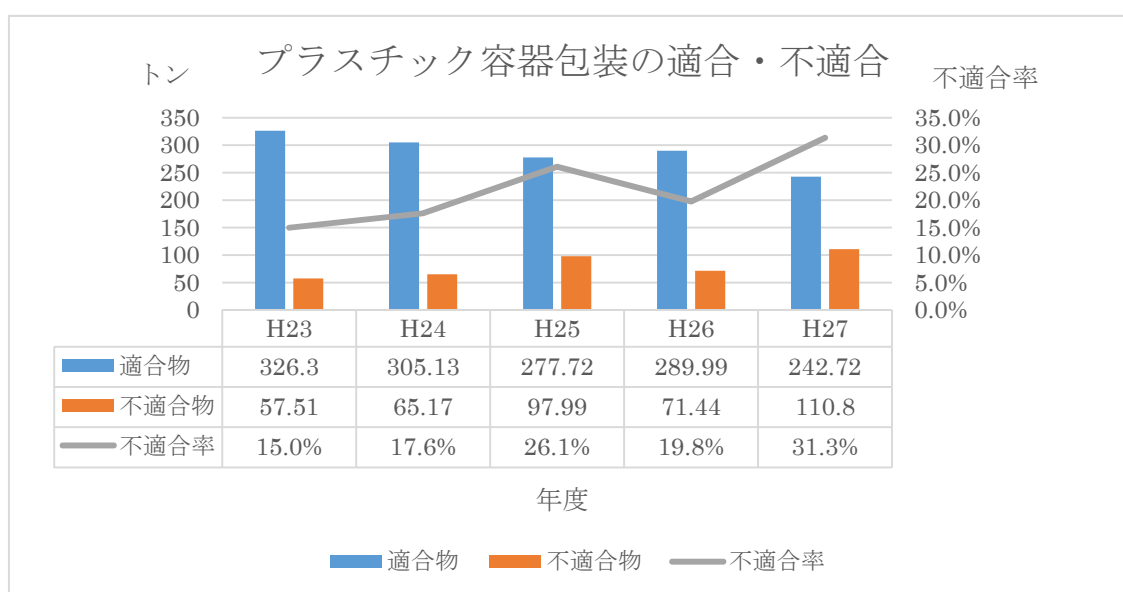
平成 27 年度に実施した可燃ごみのごみ質検査の結果、紙・布類が約 68%、ビニール・合成樹脂類が約 10%、木・竹・わら類が約 12%、厨芥類（生ゴミ等）が約 9%となりました。



(6) ペットボトル・プラスチック製容器包装の不適合について

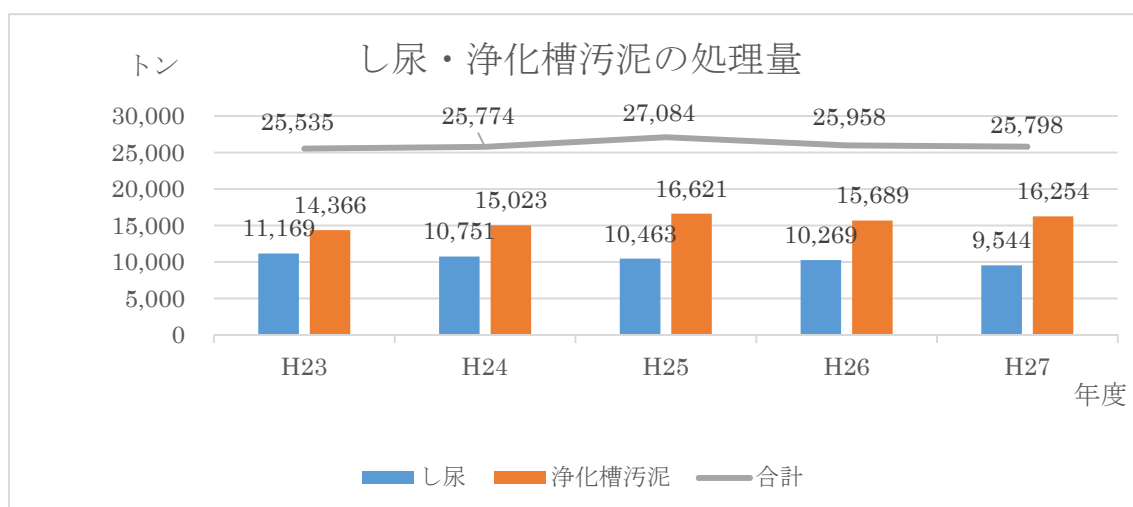
平成 28 年度のペットボトル分別基準適合物の品質調査では、不適合品としてキャップ付きペットボトルやカットされたペットボトルなどが散見されましたが、品質の総合判定はA判定でした。

山都工場ではプラスチック容器包装の分別基準適合・不適合を手作業で選別して、適合品のみを再商品化業者へ出荷し、品質評価でA判定を受けていますが、平成 27 年度の不適合物の混入が総回収量の 31%にも上り、適正なごみ排出が求められています。



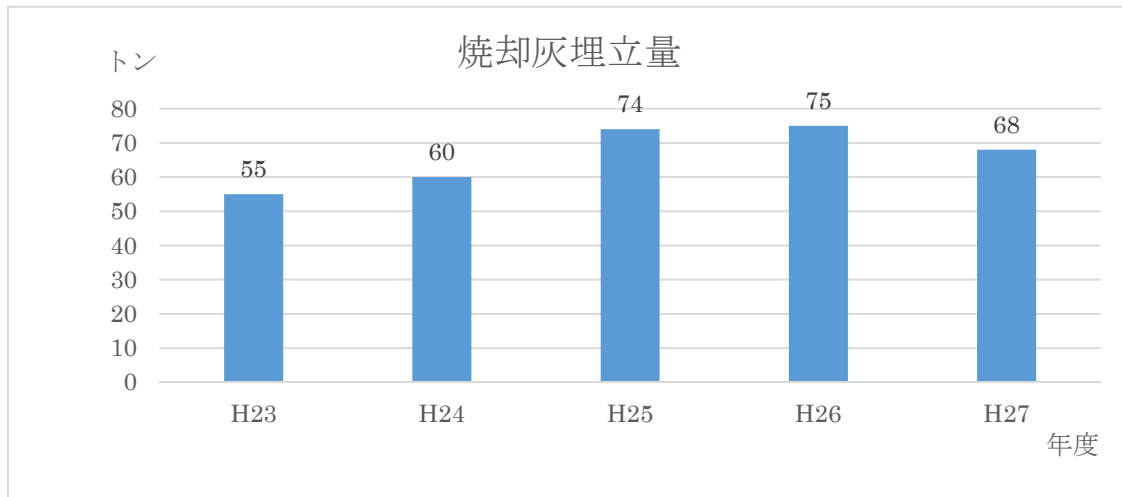
(7) し尿・浄化槽汚泥の処理量

下水道の普及や人口の減少により、し尿処理量は減少していますが、合併処理浄化槽等の整備により浄化槽汚泥処理量が増加傾向にあり、全体の処理量としては約 26,000t/年程度で横ばいに推移しています。



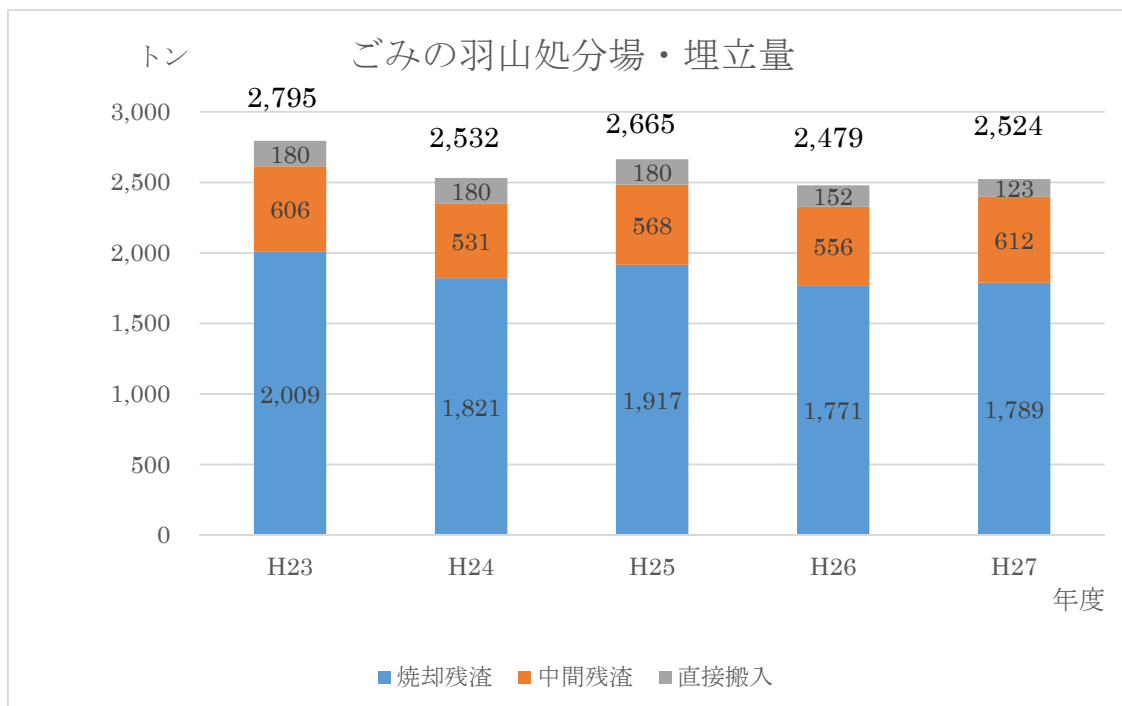
(8) し尿処理に関する焼却灰埋立量

塩川工場で最終汚泥などを焼却処理した焼却灰の埋立量は、毎年約 70 トン程度発生しています。



(9) ごみの羽山処分場への埋立処分量

山都工場と塩川工場において焼却処理・中間処理を行った後の残渣や、直接搬入する一斉清掃等での水路汚泥等については、羽山処分場へ埋立処分することとなりますが、その処分量は年間約 2,500 t となっています。

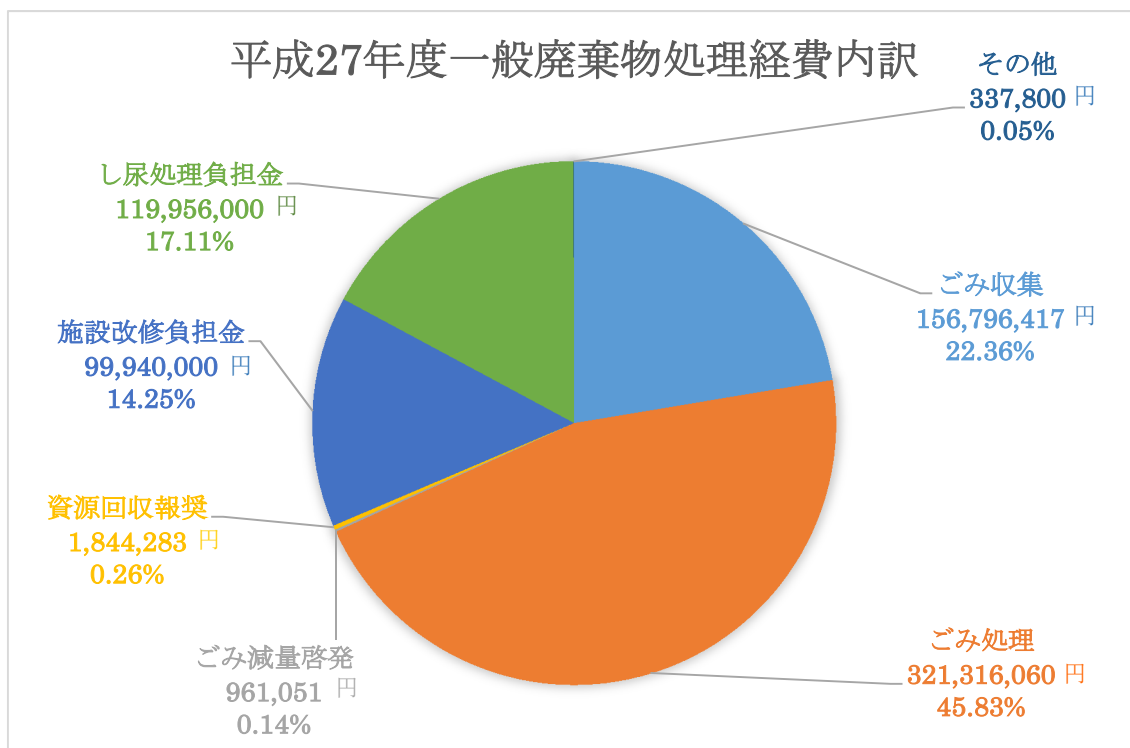
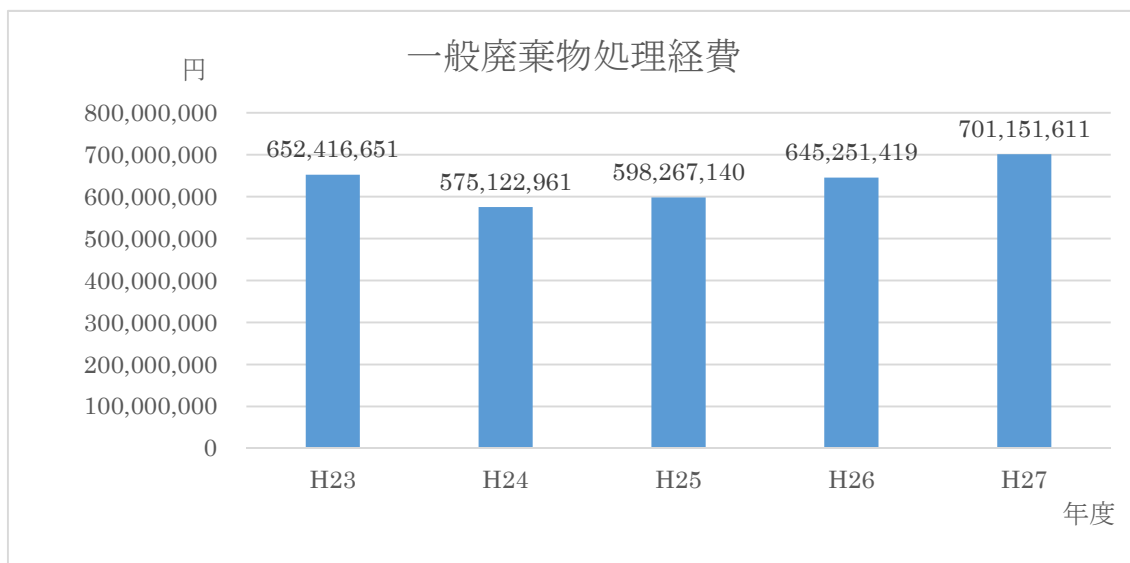


6 一般廃棄物処理の経費

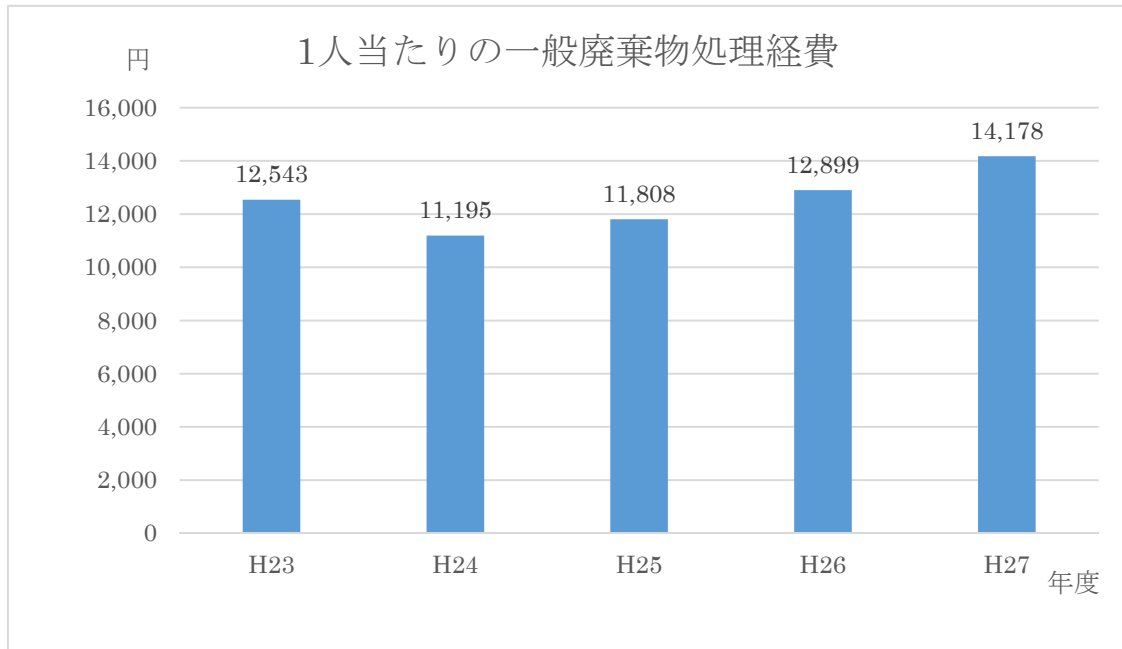
(1) 一般廃棄物処理の経費

本市の一般廃棄物処理の経費は、市民の皆様からの税負担等で賄っており、平成27年度は約7億円であり、喜多方市の総予算約259億円の約2.7%となっています。

一般廃棄物処理経費の内訳は、ごみ収集経費が約1億6千万円(23%)、ごみ処理経費が約3億2千万円(46%)、施設改修負担金が約1億円(14%)、し尿処理負担金が約1億2千万円(17%)、集団回収経費が約180万円(0.3%)などとなっています。

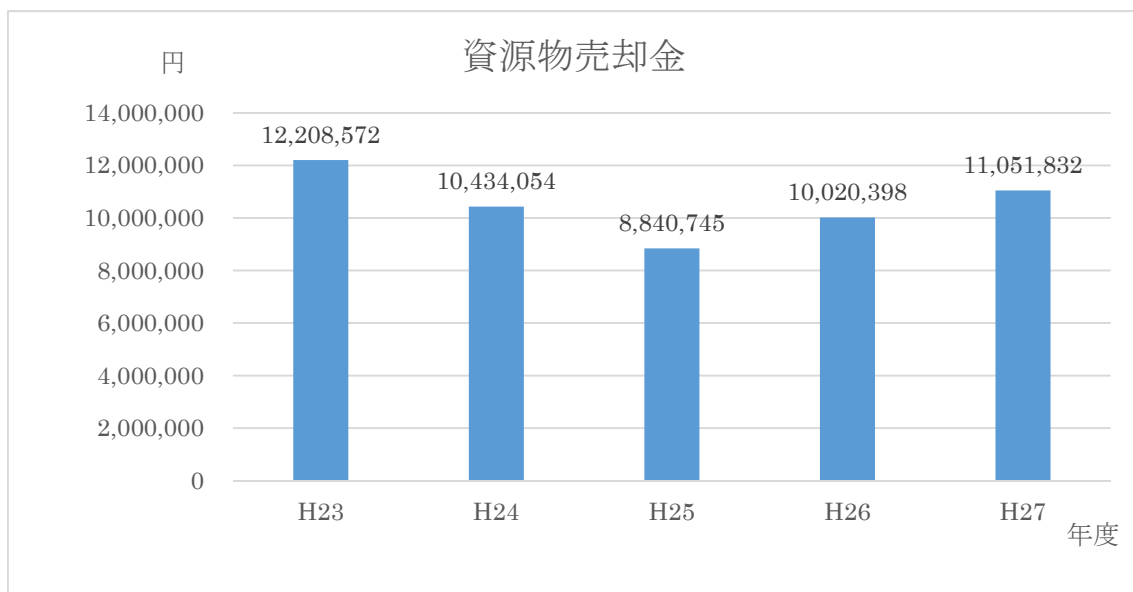


市民一人当たりの一般廃棄物処理経費は、平成 27 年度は約 1 万 4 千円となっており、
 今後は、人口の減少に伴い増加していくと考えられます。



(2) 資源物の売却

資源物のうち、空きびんは処分料が発生しますが、それ以外の空き缶、ペットボトル、
 古紙類については、有償で売却しています。それぞれの売却単価の増減により、売却額に
 変動が生じますが、平成 27 年度の売却額は、総額で約 1,100 万円となっております。



7 前計画の評価

前計画に掲げた施策の実施状況と、目標値の達成状況について検証しました。

(1) ごみ処理に関する施策

施策	内容	実施状況
①不適切な自家処理の中止	自宅での簡易焼却や埋め立てなど、安易な処理を行わないよう啓発する。	市広報、市ホームページ、ラジオ広報で啓発した。
②リユース・リデュースの啓発	リユース（再使用）、リデュース（初めからごみにしない）の啓発を行う。	市広報、市ホームページ、ラジオ広報で啓発した。
③リサイクルの推進	コンポスト、電動生ごみ処理機を活用した生ごみのリサイクルの推進	市広報、市ホームページで啓発した。
	小型家電リサイクル法に基づく分別導入の検討	小型家電リサイクルの先進地視察を実施した。
④新技術によるリサイクルの推進	BDF（廃食油の燃料化技術）の検討	検討した結果、導入しないこととなった。
	生ごみリサイクル堆肥化施設、生ごみ分別収集の検討	検討した結果、民間の堆肥化施設の動向を見守ることとなった。
⑤適正処理の推進	計画的な収集運搬、中間処理、最終処分の実施	毎年ごみ収集カレンダーを作成し、計画的な収集運搬を実施している。 広域組合が計画的に中間処理施設、最終処分場を修繕・改修している。
⑥生活環境の保全	廃棄物の速やかな収集運搬、中間処理、最終処分の実施	委託業者へ指示し、早期収集運搬を実施した。 広域組合で、速やかな中間処理、最終処分を実施した。
	廃棄物の無害化及び安定化	焼却、破碎等の適正な中間処理を実施し、最終処分の安定化を図った。
⑦中間処理の効率化の推進	ごみの減量化とリサイクルによる有効利用の推進	分別の徹底を市広報等で啓発し、資源物の分別収集を実施した。

⑧ごみ処理体系の整備	法律改正等に基づく収集運搬体制と最終処分体制の見直し	容器包装リサイクル法に基づき、分別収集計画を見直し、収集運搬・最終処分体制の見直しを行った。
⑨リサイクル法、リサイクル制度の啓発	リサイクル法・制度（容器包装、家電、自動車、建築、パソコン、オートバイ、消火器等）の啓発	市広報、市ホームページで啓発した。 ポスター、パンフレットによる周知を実施した。
⑩事業系ごみの適正処理の推進	事業所から排出される適正なごみ処理の指導の徹底	市広報、市ホームページで啓発した。

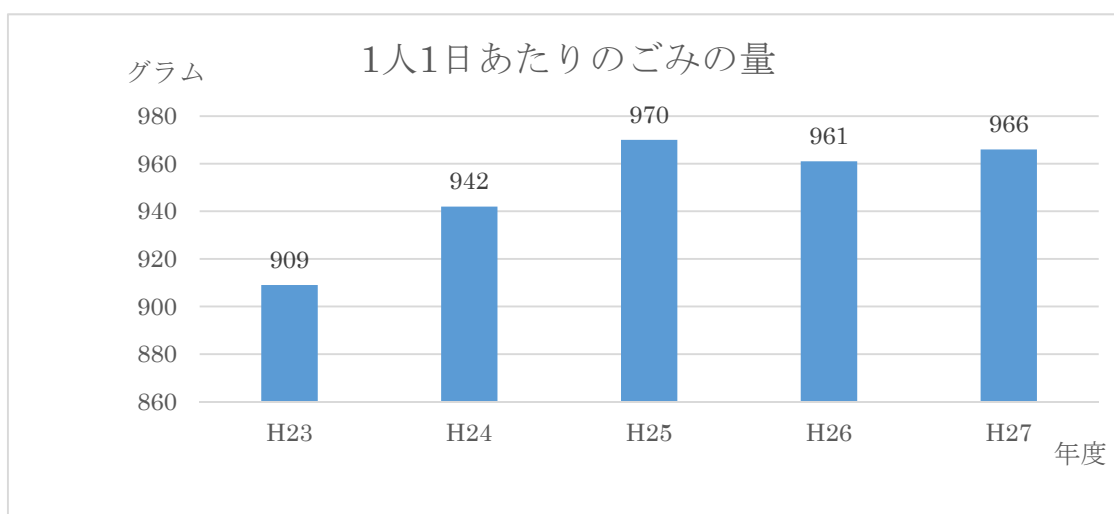
（２）し尿処理に関する施策

施策	内容	実施状況
①排水に関する事項	浄化槽設置者への適正使用の啓蒙指導	市広報や回覧、市ホームページで啓発した。
②収集・運搬に関する事項	収集体制の効率化、円滑化を図る	収集運搬の市の許可制度により、収集体制の効率化、円滑化を図った。
③中間処理に関する事項	基本計画による適正処理	適正にし尿・汚泥処理・焼却処理を実施した。
④最終処分に関する事項	無害化・安定化による廃棄物の適正処分	焼却灰を羽山処分場に埋め立て処分し、適正管理を実施した。
⑤処理施設の設置と普及・援助に関する事項	合併処理浄化槽設置者への補助制度の実施	合併処理浄化槽設置への補助金を交付した。

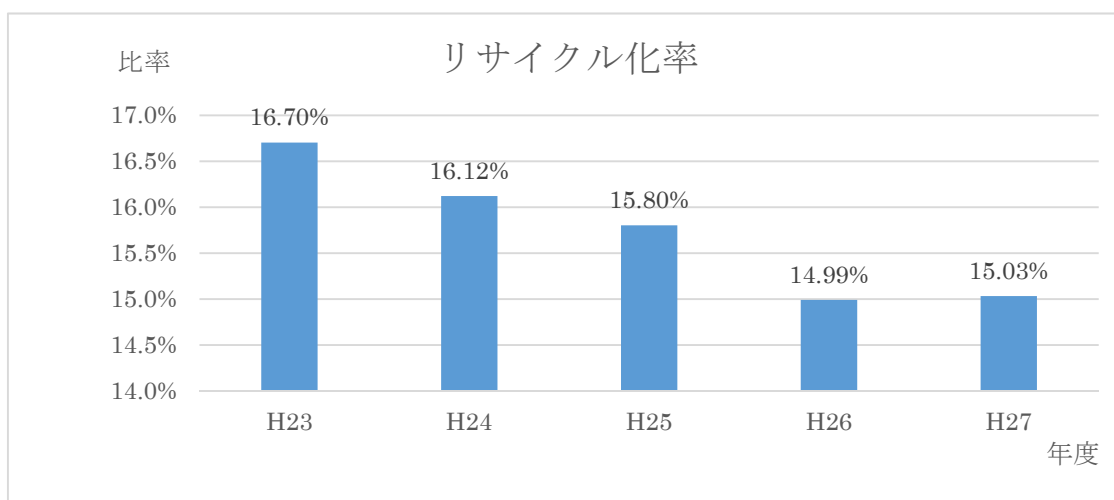
(3) 計画目標の達成状況

目標項目	目標値	達成状況
① 1人1日当たりのごみ排出量	平成17年度実績 985g →平成28年度目標 885g	平成27年度実績 966g
② リサイクル化率	平成17年度実績 13.6% →平成28年度目標 27%	平成27年度実績 15.0%

- ① 1人1日あたりのごみの排出量は、東日本大震災の影響で平成25年までは増加傾向にありましたが、その後、ほぼ横ばいに推移しており、前計画の目標値は達成できていません。



- ② リサイクル化率は、平成23年度の16.7%から減少しており、平成26、27年度と約15.0%となっており、前計画の目標値は達成できていません。



8 一般廃棄物処理の課題

●ごみの減量化

- ・ごみの総排出量は、平成 25 年度まで東日本大震災の影響により増加傾向でしたが、それ以降は減少傾向に転じました。しかし、1 人 1 日あたりのごみ排出量は、平成 25 年度までの増加傾向から近年は横ばいとなっており、市民一人一人がごみの排出を少なくしていく必要があります。
- ・可燃ごみのごみ質検査の結果、厨芥類（生ゴミ等）の占める割合が約 9 % であり、生ごみの水切りや食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）の削減などの取組が必要です。
- ・山都工場や羽山処分場の長寿命化と、ごみ処理経費の削減を図るため、ごみの総排出量の減量化が必要です。

●資源物の分別の徹底

- ・資源物の排出量が平成 23 年度より年々減少傾向にあり、リサイクル率も低下し平成 26 年度以降は約 15 % となっています。この要因の一つとして、業者による資源物の拠点回収が考えられますが、リサイクルを推進するために家庭における一層の資源物の分別が必要です。
- ・可燃ごみのごみ質検査の結果、紙・布類の占める割合が約 70 % と高く、資源物の紙の回収量が減少しているため、紙の分別に一層取り組む必要があります。
- ・可燃ごみのごみ質検査の結果、厨芥類（生ゴミ等）の占める割合が約 9 % であり、生ごみを分別して、コンポストや電動生ごみ処理機を利用して肥料化を行うなど、生ごみの有効活用についての啓発が必要です。
- ・プラスチック容器包装の不適合物の割合が約 31 % と多いので、家庭にて不適合物を除去する必要があります。

●新しいリサイクルの検討

- ・可燃ごみのごみ質検査の結果、木・竹・わら類の占める割合が約 12 % であり、木質系バイオマスとしてのリサイクルについての検討が必要です。
- ・可燃ごみのごみ質検査の結果、厨芥類（生ゴミ等）の占める割合が約 9 % であり、食品廃棄物系バイオマスとしてのリサイクルについての検討が必要です。
- ・平成 25 年 4 月に小型家電リサイクル法が施行されて 3 年が経過しており、使用済み小型家電の再資源化が求められていますので、使用済み小型家電の回収についての検討が必要です。
- ・し尿処理による最終汚泥は、全量焼却し、焼却灰を埋立処分していますが、肥料等へのリサイクルについての検討が必要です。

●収集運搬方法

- ・収集運搬方法については、各地区の状況に合わせて見直しを図ることや、今後増加していく高齢者世帯等に対する福祉収集について検討が必要です。

●中間処理施設の老朽化への対応

- ・山都工場や塩川工場が老朽化しており、適正な中間処理を行うためにも、定期的な点検や修繕など、適正な管理運営が求められています。

●情報の共有化

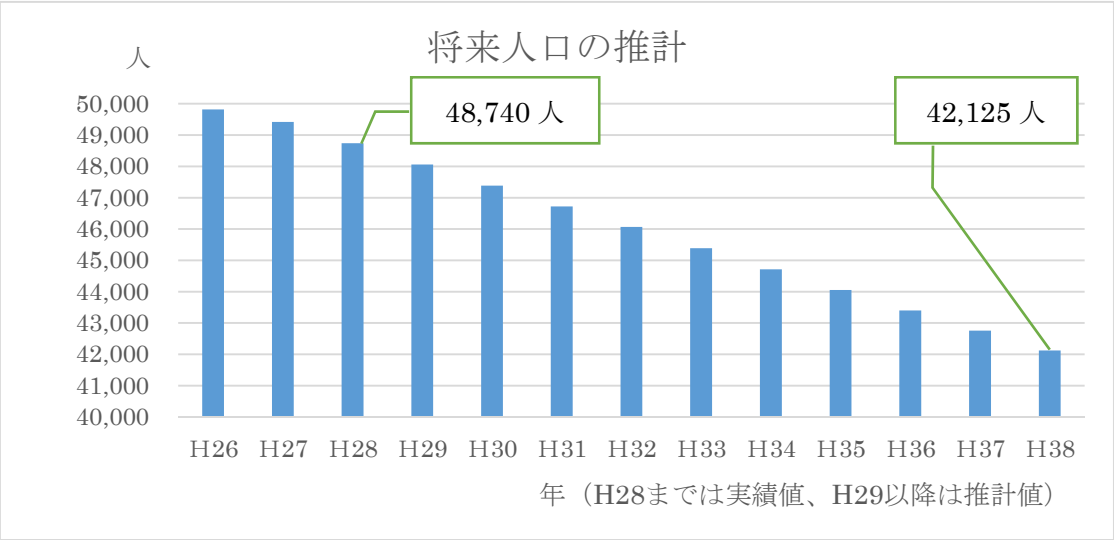
- ・一般廃棄物処理に関する情報や課題について、市民や事業者が知る機会が少ないので、積極的に情報発信を行い、一般廃棄物処理に関する問題意識を共有することが必要です。
- ・出前講座や地区説明会などの、双方向の情報交換の場が必要です。

第 4 章 ごみ処理計画

1 ごみの排出量の見込み

(1) 人口及び事業活動等の将来予測

本市の将来人口の推計は、喜多方市長期人口ビジョン（平成 27 年 9 月策定）における将来人口の基準モデルに、平成 28 年 10 月までの人口で再計算すると、平成 38 年には 42,125 人と推計されます。



また、長期人口ビジョンの基準モデルでは、今後は、生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の比率が減少し、老年人口（65 歳以上）の比率が増加することから、市内の事業活動量も減少し続けることが予測されます。

(2) ごみ排出量の将来の見込み

平成 27 年度のごみ排出量の実績を基に、人口比で各年度を算出すると下表のとおりとなります。平成 38 年度には可燃ごみが 12,432t、不燃ごみが 1,154t と予測され、現状と比較して約 14.8%の減少が見込まれます。

年度	H27実績	H28推計	H29推計	H30推計	H31推計	H32推計	H33推計	H34推計	H35推計	H36推計	H37推計	H38推計
人口(人)	49,421	48,740	48,058	47,385	46,722	46,068	45,386	44,714	44,052	43,400	42,758	42,125
可燃ごみ(t)	14,585	14,384	14,183	13,985	13,789	13,596	13,395	13,196	13,001	12,808	12,619	12,432
不燃ごみ(t)	1,354	1,336	1,317	1,299	1,280	1,262	1,244	1,225	1,207	1,189	1,172	1,154
粗大ごみ(t)	315	310	306	302	298	293	289	285	281	276	272	268
カン(t)	105	103	102	100	99	97	96	95	93	92	90	89
ビン(t)	302	297	293	289	285	281	277	273	269	265	261	257
ペットボトル(t)	92	91	89	88	87	86	84	83	82	81	79	78
紙パック(t)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	6	6
古紙(t)	405	399	394	388	383	377	372	366	361	356	350	345
プラスチック包装(t)	315	311	307	302	298	294	290	285	281	277	273	269

※ 平成 27 年度の実績を基に、人口比で各年度を算出しました。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみには、事業系ごみ（一般廃棄物）が含まれています。

2 ごみの発生抑制のための方策

(1) 基本理念

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムは、天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行など、地球環境へ大きな負荷を与え続けてきました。これからは、資源採取・生産・流通・消費・廃棄などの全ての段階において、それぞれの主体が廃棄物の発生を抑制し、循環資源や再生可能エネルギーなどの利用を通じて、経済や社会が持続可能な発展ができる、環境負荷の少ない資源循環型社会を構築することが求められています。

ごみ処理においても、ごみの発生抑制(リデュース・Reduce)、再使用(リユース・Reuse)、再資源化(リサイクル・Recycle)の3R活動を推進するために、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすとともに、ものを大切にする「もったいない精神」のもと皆で連携・協働して、持続可能な環境にやさしい資源循環型のまち喜多方に向け取り組みます。

基本理念

ごみ減量と3R活動を推進する資源循環型のまち喜多方

(2) 基本方針・数値目標・各種施策

本市は、ごみの減量化と3R活動の推進に向け、以下の基本方針と数値目標を設定し、目標達成に向けて各種施策を推進します。

①基本方針

- ・基本方針1 ごみの減量化を推進します。(リデュース、リユース)
- ・基本方針2 分別の徹底による再資源化を推進します。(リサイクル)
- ・基本方針3 市民・事業者・市の連携、協働による適正なごみ処理を推進します。

②数値目標

数値目標1	平成27年度実績	平成33年度目標	平成38年度目標
1人1日あたりのごみ排出量	966g (市 H27) 947g (国 H26) 1081g (県 H26)	932g (市 H33) 500g (国 H32) 935g (県 H32)	908g (市 H38)
数値目標2	平成27年度実績	平成33年度目標	平成38年度目標
リサイクル率	15.0% (市 H27) 20.6% (国 H26) 13.9% (県 H26)	18.0% (市 H33) 27.0% (国 H32) 21.0% (県 H32)	21.0% (市 H38)

③各種施策（市が実施すること）

●施策1 リデュース（ごみの発生抑制・初めからごみにしない）の啓発

- ・レジ袋や過剰包装を辞退し、ごみの排出を抑制するよう啓発します。
- ・食材を使いきり、食べきることで生ごみの排出を抑制し、食品ロス削減について啓発します。
- ・グリーン購入（環境負荷の少ない製品の購入）について啓発します。

●施策2 リユース（再使用）の啓発

- ・リサイクルショップなどを利用し、リユース品の購入・提供について啓発します。
- ・衣類や家具、スポーツ用品などについて、友人や親戚での交換について啓発します。
- ・リユースイベント（フリーマーケット）などの情報を積極的に発信し、リユース意識の向上を図ります。

●施策3 資源物の分別徹底の啓発

- ・資源物（空き缶、空きびん、ペットボトル、プラスチック製容器包装など）の適正な分別と排出について啓発します。
- ・紙ごみ（雑がみ、オフィス古紙など）の分別を徹底し、燃やせるごみの減量化と古紙類の再資源化を推進します。
- ・ペットボトル、プラスチック製容器包装の不適合物の除去について啓発します。

●施策4 リサイクル（再資源化）の推進

- ・PTAや子供会などでの集団回収や、リサイクルイベントを利活用し、再資源化を推進します。
- ・店頭回収、拠点回収、集団回収など、リサイクルルートの拡大を図ります。
- ・コンポストや電動生ごみ処理機などによる生ごみの堆肥化を推進します。

●施策5 リサイクル法、リサイクル制度の啓発

- ・容器包装リサイクル法、廃家電リサイクル法、自動車リサイクル法、建築リサイクル法、パソコンリサイクル法、オートバイリサイクル法、消火器リサイクル制度について啓発し、適正な処理を推進します。

●施策6 新しいリサイクルの検討

- ・不燃ごみの減量化と希少金属類の国内循環のため、小型家電リサイクルについて検討します。
- ・新技術によるリサイクル（有機質資源、食品廃棄物、木質バイオマスなど）について検討します。

●施策7 ごみ処理体系の整備

- ・ごみ処理体系については、法改正及び法立法などに的確に対応するよう、広域組合や関係町村と協議しながら、現処理体制を基本に見直しを図ります。
- ・各地区の状況に合わせ、ごみ集積所や収集運搬体制について見直しを図ります。
- ・増加が見込まれる高齢者世帯に対するごみ収集方法について、調査・検討します。
- ・ごみの減量化に伴う中間処理や最終処分の効率化や省資源・省エネルギー化について、広域組合や関係町村と協議しながら改修・整備を検討していきます。

●施策8 廃棄物の適正処理による生活環境の保全

- ・廃棄物の計画的な収集運搬、中間処理、最終処分によって、廃棄物の無害化、安定化を行います。
- ・廃棄物の速やかな収集運搬により、生活環境を衛生的に保ちます。
- ・一斉清掃などの環境美化活動を全域で実施し、生活環境を衛生的に保ちます。

●施策9 環境学習などの実施

- ・環境センター山都工場と連携した出前講座など、市民がごみ処理について学ぶ環境学習を実施します。
- ・市民や事業者とごみ処理に関する情報を共有化し、ごみ処理の問題意識を高めます。

●施策10 不適切なごみ処理の中止

- ・廃棄物を自宅で焼却や埋立などで安易な処理を行わないよう啓発します。
- ・ごみのポイ捨てや、廃棄物の不法投棄を行わないよう啓発します。

●施策11 事業系ごみの適正処理の推進

- ・事業所から排出される次のごみ処理が適正に行われるよう、指導を徹底します。
(事業系の紙ごみ、食品リサイクル法で規制されている厨芥類(生ごみ)、廃油、廃パレット木材、その他産業廃棄物の混入)
- ・生活系ごみの集積所に、事業系ごみを排出せずに適正に処理するよう指導します。

(3) 市民・事業者・市の役割

①市民の役割

- ・無駄なごみを出さないように努めましょう。
- ・ごみの分別を徹底しましょう。
- ・家電リサイクル法などの関連法令を順守し、ごみを適正に処分しましょう。

②事業者の役割

- ・無駄なごみを出さないよう、3R活動を実践しましょう。

- ・環境負荷の少ない製品の購入、製造、販売に努めましょう。
- ・事業系廃棄物の適正な分別と処理・処分を実施しましょう。

③市の役割

- ・基本理念の実現に向け、基本方針のもと、各種施策を推進します。
- ・ごみの減量化や3 R活動に関する意識啓発と情報発信に努めます。
- ・市庁舎のごみの減量化を推進します。

3 ごみ処理の対象と分別の区分

(1) ごみ処理の対象

ごみ処理の対象区域は、本市全域とし、本市が処理を行う一般廃棄物（ごみ）は次の2種類に分けられます。

- ・生活系ごみ（家庭での日常生活によって生じた廃棄物）
- ・事業系ごみ（事業活動によって生じた一般廃棄物）

(2) 生活系ごみの分別の区分

分別の区分 (市民が排出者)		収集・運搬 (市委託業者)	保管 (民間業者)		各リサイクル工場へ ※
燃やせるごみ		収集車	—		
燃やせないごみ		収集車	—		
粗大ごみ		収集車	—		
空き缶	スチール	収集車	機械選別	ストックヤード保管	
	アルミ				
空きびん	無色	収集車 収集時に手選別	⇒		
	茶色				
	青・緑色				
	黒色				
紙類	紙パック	収集車	⇒		
	段ボール				
	雑誌・その他紙				
プラスチック類	ペットボトル	収集車	選別・圧縮		
	プラスチック製 容器包装		選別・圧縮		

※平成 28 年現在の搬出先は以下のとおりで、今後も継続し国内流通を優先させます。

- ・金属類、ガラス類、紙類 市独自ルートで売却
- ・ペットボトル 指定法人へ
- ・プラスチック製容器包装 環境センター山都工場を經由して指定法人へ

(3) 事業系ごみの分別の区分

分別の区分 (事業者が排出者)	収集・運搬 (事業者の責任で実施する)
一般廃棄物	事業者自身が山都工場へ搬入します（有料）。 または、市の許可を持つ一般廃棄物収集運搬業者へ 収集運搬を委託します。
産業廃棄物 (廃棄物処理法に基づく)	県の許可を持つ産業廃棄物処理業者に処理を委託し ます。

4 ごみの適正処理に関する基本的事項

(1) 収集運搬計画

- ① 日常生活から生じたごみは、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装、その他資源物の 5 種類に分別します。

このうち、その他資源物は、空き缶、空きびん（無色・透明系、茶系、青・緑系、黒系）、ペットボトル、紙パック、古紙（段ボール、新聞紙、雑誌その他紙類）に分別します。（生きびんは、購入店などに直接持ち込み再使用ルートに回します。）

- ② 市は、市民及び事業者に排出の指導を行い、分別の徹底を図ります。ただし、事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理します。

- ③ 収集回数、収集時間、収集方法、収集容器等については、市民生活を配慮し、かつ収集業務に支障が生じないものとします。

また、燃やせるごみ、燃やせないごみ及びプラスチック製容器包装は指定の収集袋とします。（市が別に定める要件を満たした袋であれば、喜多方市の指定ごみ袋として製造されたもの以外でも指定の収集用袋とみなすものとします。）資源物については、専用の収集容器を使用します。

- ④ 収集運搬は、業者委託を原則とし、指揮管理を徹底します。

- ⑤ 粗大ごみについては、自己搬入を基本とします。ただし、自己搬入できない者から申し込みがあった場合、有料による収集も行います。

申し込み者が老人世帯、母子世帯及び生活保護世帯等やむを得ない事情があると認められる場合、その料金を免除することができます。

- ⑥ 苦情要望等には、迅速に対応できる体制を維持します。

- ⑦ 分別の方法及び収集日程は、広報及びホームページ等をもって詳しく周知します。

- ⑧ 収集日程及び回数は、現行（平成 28 年度）を基本とし、特別な場合を除き、次のとおり実施します。

燃やせるごみ	-----	週 2 回
燃やせないごみ	-----	月 2 回
プラスチック製容器包装	-----	週 1 回
粗大ごみ	-----	年 3 回
その他資源物	-----	月 1 回

- ⑨ 冬期積雪時でも、収集車両の走行が可能で、集積所の除雪体制が確保できる地区は収集を実施します。

（２）事業系ごみ（一般廃棄物）の処理

飲食店・商店・工場などの事業活動により生じたごみ（事業系一般廃棄物）は、事業者の責任において適正に処理する必要がある、山都工場へ自己搬入する（有料）か、一般廃棄物収集運搬業の許可を持つ業者へ依頼する（有料）か、いずれかの方法で処理します。

（３）中間処理計画

- ① 粗大ごみのうち可燃性のものは、山都工場で焼却処理します。
- ② 粗大ごみのうち不燃性のもの及び燃やせないごみは、山都工場の破碎処理施設で破碎し、金属等は資源化を図ります。
- ③ 燃やせるごみは、山都工場で焼却します。ただし、山都工場の処理困難品（建築廃材のうち木くずやカヤ及び植物性残渣）については、一般廃棄物処理業の許可業者が資源化を図ります。
- ④ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）に基づく資源物（プラスチック製容器包装及びその他資源物のうち、同法 2 条 6 項指定物（空き缶、段ボール、紙パック）及び特定分別基準適合物（空きびん、ペットボトル）は、国が指定する指定保管施設で資源化を図ります。
- ⑤ 古紙類については、市が指定する保管施設で資源化を図ります。

（４）最終処分計画

山都工場で生じる焼却残渣及び破碎した燃やせないごみは、羽山処分場において埋め立てし、最終処分場の安定化に努めます。

5 ごみ処理施設の整備に関する事項

喜多方地方広域市町村圏組合の山都工場の可燃物焼却施設と不燃物処理施設は、稼働後 20 年以上が経過し、老朽化が進んでいます。また、羽山処分場は今後 10 年以上埋め立てが可能であると見込まれていますが、更なる長期利用のために埋立処分量の減量化が求められています。

各施設の長寿命化のために、ごみの減量化を推進し、施設の適切な運転管理や適切な改修・整備について、喜多方地方広域市町村圏組合と協議していきます。

また、ごみ処理の合理化や効率化、再資源化により減少していく将来のごみ排出量に見合った新しいごみ処理施設について、検討課題として関係機関と協議していきます。

6 その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 廃棄物減量等推進員

各地区にごみの減量化や資源物の分別を指導する廃棄物減量等推進員を委嘱し、生活系ごみの適正排出と、ごみの減量化、資源物の分別の徹底に努めます。

(2) 事業者の協力

事業系ごみ（一般廃棄物）の減量化や資源物の分別、適正処理について積極的に指導・啓発を行い、ごみの減量化への協力を求めます。

(3) 災害廃棄物対策

火災や水害、地震などの災害時においては、喜多方市地域防災計画の廃棄物処理対策に基づき、ごみ処理を行います。なお、大規模災害の場合は、腐敗性廃棄物や粗大ごみ、がれき等が大量に発生し、衛生環境が悪化することが想定されるため、山都工場の中間処理や羽山処分場の埋立てについて広域組合と協議しながら、国や県の処理方針に従い、迅速かつ適切に処理を行い、市民生活の早期復旧に努めます。

(4) 不法投棄対策

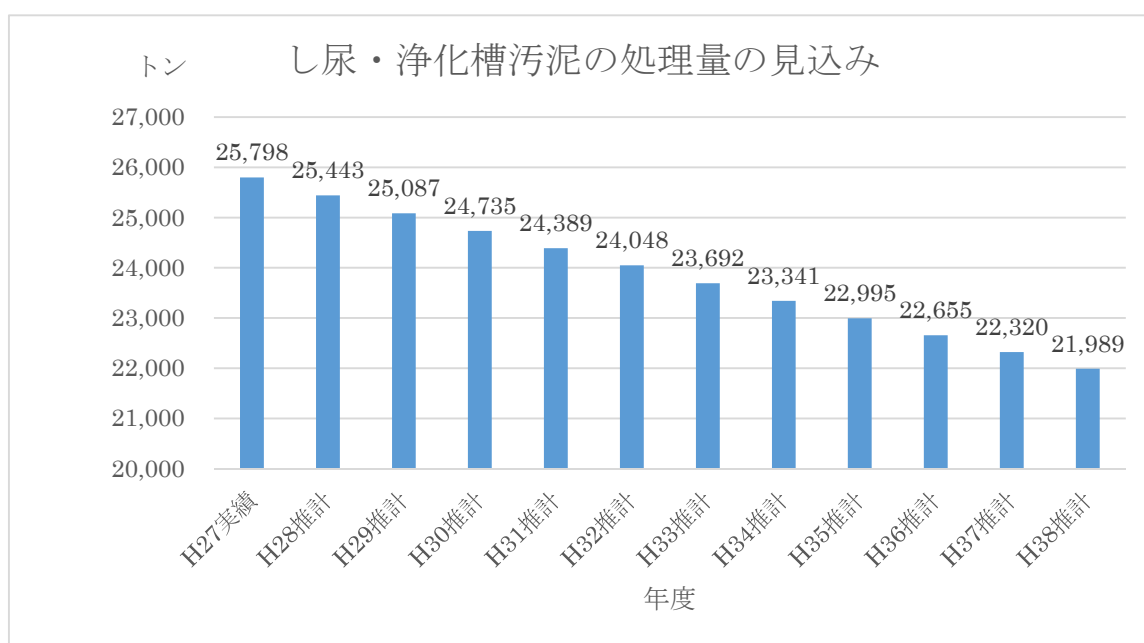
各地区に不法投棄等防止推進員を委嘱し、不法投棄パトロールによる予防や監視を行います。

また、実際に不法投棄を発見した場合は、国・県・警察と連携し適切な対応を行います。

第5章 し尿処理計画

1 し尿処理量の見込み

平成27年度のし尿と浄化槽汚泥の処理量を基に、人口比（本計画書P26参照）で各年度を算出すると下図のとおりとなり、平成38年度には、し尿処理量が21,989t/年と予測されます。さらに、下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、この推計以上にし尿処理量が減少することが見込まれます。



2 し尿処理に関する基本方針

住みよい衛生的な住環境の確保と水質汚濁防止のため、下水道の普及は不可欠となっています。

本市は、以前より下水道の整備と下水道計画の未整備地区への農業集落排水の整備、合併処理浄化槽の普及を基本とした、し尿処理体制を推進してきました。

しかし、地域によっては整備が進んでいない地区もあるため、一般廃棄物であるし尿と浄化槽汚泥の処理体制を整備する必要があります。

このため、下水道整備計画を基本としながら、未整備地区を対象に本市のし尿処理・処分についての基本方針を次のとおり定め、し尿と浄化槽汚泥の収集処理計画を策定します。

○基本方針 1 下水道と合併処理浄化槽の優先

し尿処理体制は、喜多方市下水道整備計画を優先としながら、整合性・協調性を図り、推進します。

○基本方針 2 収集運搬の効率化

生活様式が変化し、下水道及び浄化槽が普及することにより、し尿収集量の変動が予想されるため、収集体制の効率化と円滑化を図ります。収集体制は、本市全域を許可制収集方式とします。

○基本方針 3 し尿処理施設の整備

既存のし尿処理施設は、老朽化が進み経年的劣化が懸念されることから、下水道の整備状況や浄化槽の設置状況、地域の環境保全に重点を置きながら、経済的かつ効率的な運営を行うことを基本として、広域組合の基本計画との整合性を取り、改修や整備を計画的に進めます。

○基本方針 4 し尿汲取りの廃止

下水道を整備し、加入することにより快適で住みよい環境を確保することが最も大切であり、下水道計画区域外についても、集合処理施設の検討と合わせ、合併処理浄化槽の設置を推進します。

このため、将来的には、喜多方市全域のし尿汲取り方式を廃止するものとします。

3 し尿処理計画

(1) 収集運搬

① 収集対象区域

収集対象区域は、喜多方市全域及び隣接する他町村の共用処理施設を持つ区域（会津坂下町津尻地区）とします。

ただし、下水道法第 11 条の 3 に定められている「下水道処理区域内は、3 年以内に水洗便所への改造の義務」を徹底し、下水道処理区域内の完全水洗化の推進を図るとと

もに、下水道の供用開始の状況により収集区域の見直しを行います。

なお、会津坂下町津尻地区の収集対象区域への編入理由としては、隣接する喜多方市真木地区と会津坂下町津尻地区のし尿と生活排水について処理するため、喜多方市が、津尻地区に両地区で共用する農業集落排水処理場を建設し、管理しています。

喜多方市と会津坂下町は、平成 18 年 1 月 4 日に協定書を取り交わし、この農業集落排水処理場について会津坂下町が喜多方市に事務委託し、汚泥処分も喜多方市が行うこととしました。

したがって、津尻地区の農業集落排水処理場から排出される汚泥については、本計画で定めるとおり、本市の許可を受けた収集運搬業者が収集運搬し、塩川工場へ搬入し、中間処理、最終処分を実施することとします。

② 収集対象範囲

収集対象範囲は、収集対象区域から発生するし尿及び浄化槽汚泥とします。

③ 収集運搬の方法

収集運搬は、本市の許可を持つ民間業者が収集し、塩川工場に搬入します。

収集運搬は、し尿収集車（バキューム車）によるものとします。

（２）中間処理計画

し尿と浄化槽汚泥の中間処理は、広域組合の計画に基づき塩川工場で実施します。

なお、中間処理量の変動に充分対応した中間処理施設を整備し、計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理します。

（３）最終処分計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、塩川工場の処理方法により全量処理して、排水は阿賀川に放流します。

また、最終汚泥は、循環型社会の構築のため有効利用を図り、有効利用できない残渣は焼却処理し、焼却灰は羽山処分場へ埋立処分し、安定化を図ります。

4 計画達成のための方策

本市は、基本方針のもと、し尿処理計画を達成するために、以下の施策を推進します。

●施策1 浄化槽の適正管理の指導啓発

トイレの水洗化志向が高まり、浄化槽の普及が進むなか、浄化槽の清掃点検などの維持管理が徹底されていないことなどにより、放流水質の悪化や悪臭の発生等、環境衛生上好ましくない現象が懸念されることから、浄化槽設置者に対し、正しい使い方について十分な指導啓発を行い、維持管理の適正化に努めます。

●施策2 許可業者への収集運搬に関する指導

生活圏から発生するし尿を迅速かつ衛生的に処理するため、収集対象区域のし尿及び浄化槽汚泥収集の需要に応えられるよう、許可業者への適正な収集運搬に関する指導を行います。

●施策3 し尿の適正処理による生活環境の保全

し尿の適正な収集運搬、中間処理、最終処分によって、無害化、安定化を行い、生活環境を衛生的に保ちます。

●施策4 処理施設の設置と普及・設置者への助成援助

下水道計画区域外における、し尿及び生活排水等を処理する、処理施設の設置と普及に努めるとともに、合併処理浄化槽設置者に対して、国・県の補助制度と合わせた助成援助を行います。

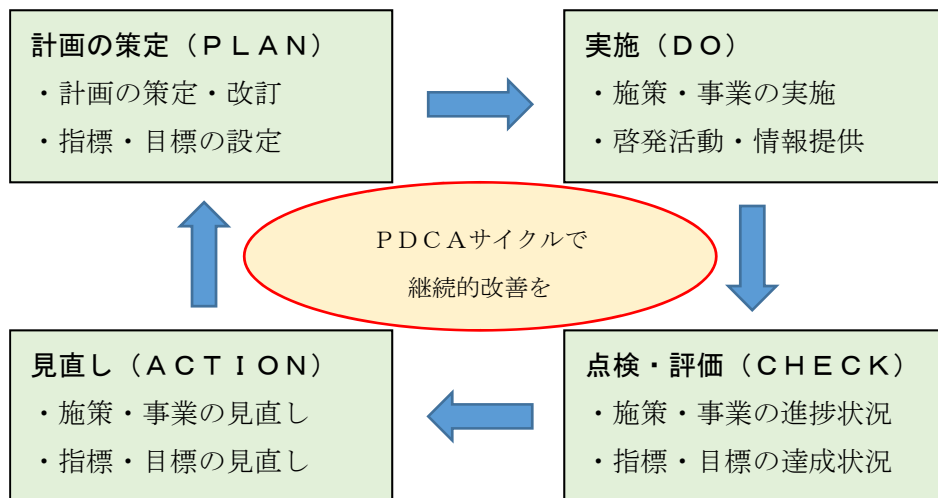
●施策5 汚泥のリサイクルの検討

塩川工場で処理した最終汚泥について、堆肥化などのリサイクルの可能性について検討します。

第6章 計画の進行管理

1 進行管理の方法

本計画の進行管理については、計画の策定（PLAN）、実施（DO）、点検・評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルを適切かつ効果的に運用し、施策の進捗状況や目標の達成状況などを把握・評価し、継続的改善を実施することで計画の進行管理を行います。



2 情報の公開

本計画の進捗状況については、広く情報を公開するとともに、各種説明会や講演会、出前講座などの様々な場において、市民や事業者との情報の共有化を実施します。

喜多方市一般廃棄物処理基本計画

平成 29 年 3 月

編集・発行 喜多方市 市民部 環境課

〒966-8601 喜多方市字御清水東 7244 番地 2

TEL 0241-24-5261 FAX 0241-22-9571

E-mail kankyo@city.kitakata.fukushima.jp